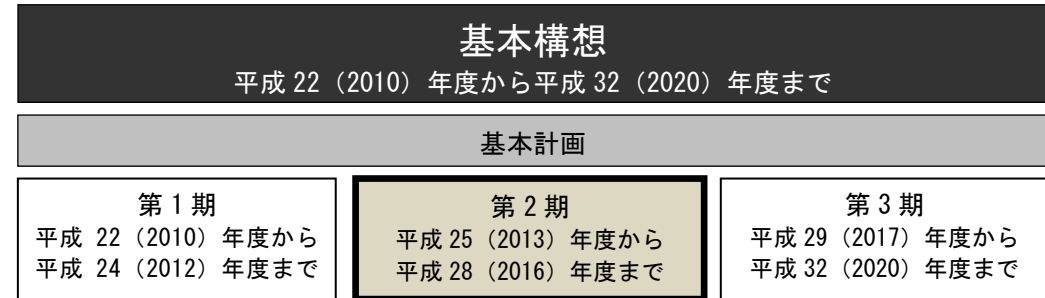


## 第5次草津市総合計画 第2期基本計画（案）

この計画について		1
リーディング・プロジェクト（重点方針）		2
地域経営の方針		4
分野別の施策		6
	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権 ..... 7</li> <li>男女共同参画 ..... 9</li> <li>教育・青少年 ..... 11</li> <li>生涯学習・スポーツ ..... 14</li> <li>市民文化 ..... 16</li> <li>子ども・子育て ..... 18</li> <li>長寿・生きがい ..... 21</li> <li>障害福祉 ..... 23</li> <li>地域福祉 ..... 25</li> <li>健康・保険 ..... 27</li> <li>生活安心 ..... 29</li> <li>防犯・防災 ..... 31</li> <li>うるおい・景観 ..... 34</li> <li>環境 ..... 36</li> <li>住宅・住生活 ..... 39</li> <li>上下水道 ..... 41</li> <li>道路・交通 ..... 43</li> <li>農林水産 ..... 46</li> <li>商工観光 ..... 48</li> <li>コミュニティ・市民自治 ..... 51</li> <li>情報・交流 ..... 53</li> </ul>	
行財政マネジメント		55
	行財政マネジメントの施策	56

# 総合計画について

この計画は、草津市のまちづくりの基本となる計画です。



この計画について

**【総合計画の構成と内容】**

総合計画は、「草津市の現状と課題」「基本構想」「基本計画」で構成し、以下の内容とします。

構 成	内 容
<b>草津市の現状と課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置と地勢</li> <li>・ 地域の特性</li> <li>・ 人口の見通し</li> <li>・ 時代の潮流</li> <li>・ 国・県の動向</li> <li>・ 主要な課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 草津市が置かれている現状を整理しています。</li> <li>● 現状や時代の潮流などを踏まえて、草津市のまちづくりの主要な課題を示しています。</li> </ul>
<b>基本構想</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来ビジョン</li> <li>・ まちづくりの基本方向</li> <li>・ 行政の姿勢と役割</li> </ul> <p>■ 構想期間： 平成 22 (2010) 年度から 平成 32 (2020) 年度まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民と行政がともに将来に描いて共有する、これからの草津市のまちづくりの構想（ランドデザイン）です。</li> <li>● ここには「将来ビジョン」と「まちづくりの基本方向」「行政の姿勢と役割」を掲げています。</li> <li>● 草津市議会における議決（平成 21 年（2009）年 12 日 22 日）を受けて策定しています。</li> </ul>
<b>第 2 期基本計画</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リーディング・プロジェクト（重点方針）</li> <li>・ 地域経営の方針</li> <li>・ 分野別の施策</li> <li>・ 行財政マネジメント</li> </ul> <p>■ 計画期間： 平成 25 (2013) 年度から 平成 28 (2016) 年度まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画期間における本市まちづくりの指針となる計画です。</li> <li>● 第 1 期基本計画の計画期間が平成 24(2012)年度で終了したことから、引き続き総合計画に基づく市政運営を行っていくため、第 1 期基本計画の成果や課題を受けて第 2 期基本計画を策定しました。</li> <li>● 「リーディング・プロジェクト（重点方針）」として、計画期間において特に重点的に推進していくべきテーマを示しています。</li> <li>● 「まちづくりの基本方向」を踏まえた体系的な「施策」を示しています。</li> <li>● 基本方針ごとに「達成目標」と「達成指標」を示しており、達成評価を可能としています。これにより、適切な進捗管理を行います。</li> <li>● 基本構想に示す「行政の姿勢と役割」を受け、行財政マネジメント力の向上と市民自治基盤の強化に向けて取り組む内容を「地域経営の方針」「行財政マネジメント」として示しています。</li> </ul>

## リーディング・プロジェクト（重点方針）

基本構想および第2期基本計画にもとづく草津市のまちづくりを先導、けん引するために、第2期基本計画期間中に重点的に取り組む3つのリーディング・プロジェクト（重点方針）を示します。

### 3つのリーディング・プロジェクト（重点方針）

■草津川跡地の空間整備

■中心市街地の活性化

■コミュニティ活動の推進

#### 1. リーディング・プロジェクト（重点方針）の位置づけ

リーディング・プロジェクト（重点方針）は、基本構想に描く将来のまちの姿「出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち草津」を目指したまちづくりのため、第2期基本計画を展開していく中で、強く成果が望まれ、特に重点的に推進していくべきテーマを絞り込み、重点化の方針として掲げるものです。

上記の考え方に沿って、第2期基本計画期間中の草津市の取り組みにおいて特に重点化すべきテーマを、第2期基本計画の施策体系における基本方針の中から選定・分類し、3つのリーディング・プロジェクト（重点方針）としています。

#### 2. リーディング・プロジェクト（重点方針）の展開

各リーディング・プロジェクト（重点方針）は、第2期基本計画の施策体系における基本方針の中から、その展開により総合計画の推進に幅広く好影響を及ぼすものを選択し、構成しています。取り組みにあたっては第2期基本計画期間中の重点方針としての位置づけをふまえて、計画期間中の統一テーマとして展開するものとし、予算編成方針等に一貫した方向性を持たせるものとしします。

また、関連する施策・事業については、全ての施策において毎年実施する評価の中で、課題の発見とさらなる推進に向けた改善を図っていきます。

## ■草津川跡地の空間整備

草津川跡地は、宿場町や天井川の面影をとどめる歴史・文化的な環境を残しつつ、様々な都市機能をつなぎ、交流や活力を育む都市空間としての資質にも非常に恵まれており、他の都市にはない優れたまちづくり資源です。

市は、草津川跡地が持つ特性を最大限に活用し、子供から高齢者まで様々な人々が集う場所として、自然とのふれあい・防災・交通・にぎわい創出など様々な機能を持つ公共施設の整備を行うとともに、そこを利用したい方や、活動の場としたい方たちのつながりや関係性をつくっていきます。

さらに、市は、住民・事業者・市民活動団体等が主体的に関わり合いながら、魅力的な空間を創造し、維持管理する組織をつくり、育てていく取り組みを進めていきます。

こうした取り組みを通じて、草津川跡地は市民の誇れる財産となり、草津市の都市価値を高め、魅力あるまちづくりに向けた多面的な展開へつながることから、「草津川跡地の空間整備」をリーディング・プロジェクト（重点方針）とします。

### 【このリーディング・プロジェクト（重点方針）に含まれる基本方針】

#### ◆ 草津川跡地の空間整備

まちづくりの基本方向：「心地よさ」が感じられるまちへ  
分野：うるおい・景観

## ■中心市街地の活性化

中心市街地の活性化は、来るべき人口減少社会・超高齢社会においても本市が持続可能な都市運営を図ることをめざして誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりを進めるために「市街地の整備改善」「都市福利施設の整備」「街なか居住の推進」「商業の活性化等」「公共交通の利便増進」といった5つの政策的視点を中心に取り組みを進める総合行政施策として、中心市街地に暮らす市民だけではなく、全ての市民の将来にとって波及効果の高い取り組みです。

市は、取り組みの基本となる中心市街地活性化基本計画の作成や公共施策を展開するとともに、中心市街地活性化協議会やまちづくり会社への支援等を行っていきませんが、中心市街地の活性化・まちづくりを実現するためには、まちづくり会社、商工会議所、まちづくり協議会や事業者、市民活動団体、民間企業、交通事業者など、多くの人が関与し、自らが主体となって行動していく必要があります。

このように中心市街地活性化の取り組みは、将来の草津市を見据え、様々な分野の施策を多くの実施主体により総合的に押し進めるといった観点から、「中心市街地の活性化」をリーディング・プロジェクト（重点方針）とします。

### 【このリーディング・プロジェクト（重点方針）に含まれる基本方針】

#### ◆ “まちなか”の魅力向上

まちづくりの基本方向：「心地よさ」が感じられるまちへ  
分野：住宅・住生活

#### ◆ 中心市街地の魅力向上

まちづくりの基本方向：「活気」があふれるまちへ  
分野：商工観光

## ■コミュニティ活動の推進

草津市はこれまで、駅前を中心に人口は増加してきましたが、少子高齢化の進展や世帯構造が変化する中において、地域活動への関心が薄い市民が増え、地域の絆が弱まってきており、また市民ニーズの多様化により市のみでは解決を図ることが困難な課題が生じています。こうした状況を乗り越えて、個性豊かで活力のある地域社会を実現するためには、市民と行政がお互いの役割を補い合い、力を合わせてまちづくりに取り組むことが不可欠です。

このために市は、「自分たちの地域は自分たちでつくる」を目的に設立されたまちづくり協議会の活動や、町内会・自治会などの基礎的コミュニティの活動を活性化する支援を行うとともに、NPO・ボランティア団体などの市民公益活動を促進していきます。

協働のまちづくりのため、まちづくり協議会や市民公益活動団体など各主体の活動をさらに推進していくことは、第2期基本計画においても引き続き市が取り組むべき重要事項であることから、「コミュニティ活動の推進」をリーディング・プロジェクト（重点方針）とします。

### 【このリーディング・プロジェクト（重点方針）に含まれる基本方針】

#### ◆ 市民自治の確立

まちづくりの基本方向：「活気」があふれるまちへ  
分野：コミュニティ・市民自治

#### ◆ 基礎的コミュニティの活性化

まちづくりの基本方向：「活気」があふれるまちへ  
分野：コミュニティ・市民自治

#### ◆ 市民公益活動の促進

まちづくりの基本方向：「活気」があふれるまちへ  
分野：コミュニティ・市民自治

## 地域経営の方針

基本構想および第1期基本計画の進捗等を踏まえ、これまでの協働のまちづくりの流れを引き継ぎながら、平成24年4月から施行した草津市自治体基本条例を礎とした市政を展開し、さらに一步の前進によって市民とともに力強い「地域経営」を行っていくため、その基本となる方針を以下に示します。

## 1. 公共公益的な活動領域の広がりへの対応

従来、公共公益的な活動・サービスは、その多くを行政が担ってきました。しかし、市民が求める公共公益的な活動・サービスが多様化し、また、専門化するなかで、行政が単独で解決することが困難となってきています。他方、従来からの各学区・地区での地域活動やNPO・ボランティアなどによる諸活動が盛んに行われてきており、これまで行政が対応しにくかった公共公益的な役割を担うことも多くなってきています。

基本構想に示す「地域経営」においては、市民ニーズの多様化・専門化により従来には求められなかった活動の領域等への対応を各行動主体が責任と役割を分担し、「協働」によって担うことを基軸とします。

### (1) 行動主体の役割分担と協働

これからの公共公益的な活動を「協働」によって担う上で、各行動主体の役割を以下の通り示し、また、地域における様々な行動主体間の「協働」を充実させながら、さらにきめ細かく市民ニーズへの対応を図っていきます。

#### (行政の役割)

- 公共公益的な活動領域の広がりを「協働」によって持続的に担っていけるよう、地域資源を生かし、市民などの行動主体の活動が効果的に展開される仕組みを充実させていきます。
- 市民や民間では対応できない公共公益的活動については、行政の責務として確実な対応を果たし、健全な行政運営に努めます。

#### (市民・地域の役割)

- 家族や地域のあり方の変容や日常生活圏の拡大等に伴って弱まったとされる地域の連帯を再構築し、また、テーマに対応した市民活動に積極的に参画することなどにより、これからの公共公益的な活動領域を担うための地域内活動の諸活動を高めていくことが期待されます。

#### (事業者・大学等の役割)

- それぞれの事業活動を通じるだけでなく、知恵・力などの資源をまちづくりに広く用いることで、企業市民、あるいは市民生活に身近な大学としての役割をさらに発揮することが期待されます。

なお、この趣旨のもと、市民と行政の協働により取りまとめた各主体の「行動の指針」を「分野別の施策」に記載しています。

### (2) コミュニティ活動推進の支援

本市では、これまでから様々な団体等によるコミュニティ活動が活発に展開されています。これらのコミュニティ活動に取り込まれる各主体が「協働による地域経営」において主要な役割を担うことから、それぞれの主体における活動がさらに推進されるよう、積極的に支援していきます。

## 2. 「地域経営」のための行財政マネジメント

長期化する景気低迷の影響等により、歳入の根幹をなす市税収入の伸びが期待できない一方で、義務的経費※等が増大し、本市財政は硬直化が進んでいます。

こうした中で、本市が持続可能な「地域経営」を進めていくためには、規律ある財政マネジメントを行い、サービスの質を保ちつつ、将来を見越して事業量を最適化していくとともに、事業量に応じた職員数の管理を行い、職員の能力を最大限に発揮させ、組織力を向上させていくことが求められます。

また、行財政の運営にあたっては「市民参加」と「情報公開」のもとで高い透明性を確保していかなければなりません。

以上のような観点から、次のような方針のもとで行財政マネジメントを行っていきます。

※ 義務的経費：支出が法令などにより義務付けられている支出で、自治体が任意に削減することが困難な経費。主に社会保障関係経費や過去の借入金の返済金、職員人件費など。

### (1) 健全な行財政運営

将来にわたって持続可能な財政運営を目指して、財政規律を遵守するためのガイドラインの策定や、近い将来に迎える公共施設の集中的な建て替えへの対応を視野に入れた、ファシリティマネジメント※による公共施設の最適な経営管理を進めていきます。

また、行政評価の取り組みをさらに推進するとともに、PDCAサイクルによる進捗管理や広域連携の推進を通じて、各施策・事務事業の効率化を進めていきます。

さらに、外郭団体、公共施設等の経営資源についても、集中的な見直しや機能強化による一層の有効活用を図ります。

※ ファシリティマネジメント：組織体が保有、使用する全ての施設・設備の有り方の最適化を目的に、総合的、長期的視野から行う計画や管理活動。地方自治体の場合は、できる限り少ない経費で、行政サービスの向上と最適な施設の経営管理を行う手法と定義される。

### (2) 組織力・職員力の向上

事業を効果的に展開するための組織体制を構築するとともに、事業量に応じた職員数とするため、計画的な職員の定員管理を進めていきます。

また、職場マネジメントや部局間連携の仕組みを充実させるとともに、業務の専門化、協働の推進、地方分権の進展などの自治体を取り巻く環境変化に対応できる人材のさらなる育成を進め、組織力・職員力の向上に努めていきます。

### (3) 市民参加と市民との情報共有の推進等による透明性の向上

市政運営にあたっての計画・実施・評価・改善の各段階において市民参加を促進し、市民の意見を適切に反映していきます。

また、公平・公正で透明性の確保された市政運営を行う責任を果たすため、適切な個人情報保護のもと、市政運営の各段階において決定された内容や決定に至る経過についてわかりやすく情報提供するとともに、草津市情報公開条例に基づいた情報公開等により、市民と情報共有を図っていきます。

## 分野別の施策

基本構想を踏まえたまちづくりを進めていくための施策・事業を分野別に体系化し、以下に示します。

なお、今後、実施するすべての事業について、原則的にいずれかの施策に位置づけていますが、本計画への掲載については、それぞれの施策展開において主要となるものに限っています。

また、計画の進行管理に適した計画のため、事業の再掲載をしていませんが、施策・事業の推進にあっては、それぞれの目的と分野横断を重視して、総合行政で取り組みます。

# 人権

**現況と課題**

- 人権や平和を脅かす状況は依然としてあり、同和問題をはじめとする人権問題はさらに多様化・複雑化しています。
- 人権尊重と恒久平和を願う“人権文化”を根付かせ、一人ひとりの人権が尊重されるまちとしていく必要があります。

**基本方針**

**人権の尊重**  
人権文化のさらなる醸成に努め、人権教育等を推進するとともに、人権擁護の対策および相談体制の充実を図ります。

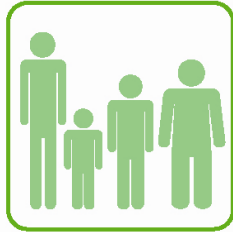
施 策	概 要
① 人権文化の醸成	・ すべての人の基本的人権の尊重と恒久平和を誓うまちづくりを推進するため、各種の啓発事業や市民活動への支援、多様な人権教育の機会づくりなどを進めます。
② 人権の擁護	・ 市民に対し人権尊重思想の普及、高揚を図るための対策を講じるとともに、人権相談など人権擁護活動の充実を図ります。

**■この分野の計画**

- ・ 人権擁護に関する基本方針（平成 10 年 3 月策定・平成 22 年 4 月改訂/人権政策課）
- ・ 草津市人権教育基本方針（平成 17 年 4 月改訂/人権センター）
- ・ 草津市同和教育基本方針（平成 17 年 4 月改訂/人権センター）
- ・ 草津市教育振興基本計画（平成 22 年度～平成 31 年度/教育総務課）



## 私たちの達成目標と行動の指針

		人権の尊重				
達成目標		 <p>人権と人の多様性を尊重する人が増える！</p>				
	指標	人権が尊重されるまちであると思う市民の割合 (%)				
		H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
		意識調査実施予定				
		担当課		人権センター		
行動の指針	行政	(施策展開において) ○ 偏見や固定観念を取り除き、差別解消など人権・同和問題の早期解決を図ります。 ○ すべての市民が利用しやすいよう、人権関連の施設や人権相談などの PR 等を行います。 ○ 人権や平和の大切さを学んでもらえる機会をつくります。 (協働の視点) ○ 市民による学習会を支援します。 ○ 相談ができるような場と人的ネットワークをつくります。				
	市民・地域	○ 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取り組み等に積極的に参加します。 ○ 組織内における人権・同和教育を推進します。 ○ 身近な地域で相談ができるような場と人的ネットワークをつくります。				
	事業者等	(企業・大学・学校等) ○ 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取り組み等に積極的に参加します。 ○ 組織内における人権・同和教育を推進します。 ○ 組織内に、気軽に相談ができるような場をつくとともに、必要時に各専門機関等へ確実につないでいきます。				

## この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
人権の尊重	① 人権文化の醸成	人権擁護平和啓発推進事業	人権政策課
		人権と平和を守る都市宣言啓発事業	人権センター
		市民のつどい開催事業	人権センター
		人権センター自主事業	人権センター
		女性集会開催事業	人権センター
		青年集会開催事業	人権センター
		地域交流促進事業	西一会館 橋岡会館 新田会館 常盤東総合センター
		人権・同和教育研究大会開催事業	学校教育課
		企業内同和教育推進事業	産業労政課
		② 人権の擁護	人権擁護推進事業
	人権擁護推進協議会活動事業		人権センター
		人権センター運営事業	人権センター

## この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
人権の尊重	71	人権を大切にする市政運営

各分野の基本方針の指標における平成 24 年度値は、すべて平成 25 年 1 月現在調べの値としています。既往統計がないこと等によって概数としている場合、また、進行管理において 24 年度実績の確定値に置き換える場合があります。

# 男女共同参画

## 現況と課題

- 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性と能力が十分に発揮できる社会づくりにおいて、その遅れを国際社会から指摘されています。
- 男女がともに社会の対等な構成員として、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の社会づくりをさらに進めていく必要があります。

## 基本方針

**男女共同参画社会の構築**  
市民への男女共同参画についての知識普及と意識啓発を図るとともに、地域社会の様々なルール・仕組みの見直しを進めます。

- ※ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）：性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に不利益を与える行為をいいます。
- ※ ドメスティック・バイオレンス（DV）：夫婦、恋人などの親密な関係にある人またはあった人からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為その他心身に有害な影響を及ぼす発言または行動をいいます。
- ※ エンパワーメント：本来の力を引き出すことをいい、女性のエンパワーメントとは、女性が政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野において、自分で意思決定し、行動できる能力をつけ、力を持てるように図っていくことをいいます。
- ※ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：さまざまな分野において、活動に参画する機会に関して男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。

- この分野の計画
- ・ 第3次草津市男女共同参画推進計画（平成22年度～平成32年度/人権センター）

## 施策

## 概要

### ① 男女共同参画推進計画の推進


- ・ 草津市男女共同参画推進条例の理念を反映した草津市男女共同参画推進計画に基づき、全庁的・横断的に男女共同参画社会づくりの着実な推進を図ります。

### ■第3次草津市男女共同参画推進計画の概要

#### 目標 男女がともに喜びと責任を分かち合える

<p>① 男女共同参画の意識づくり</p>	<p>▼ 学校、職場、地域など、あらゆる場と機会を通じて男女共同参画の知識普及と意識啓発を進めます。</p> <p><b>重点：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画に関する啓発の積極的な推進</li> <li>・ 男女平等やジェンダーなど、教育・保育における男女共同参画の推進</li> <li>・ 講演会や学習の機会を通じた、社会教育における男女共同参画の推進</li> </ul>
<p>② 男女がともに自立して生きるための条件づくり</p>	<p>▼ 家庭・地域生活と仕事のバランスのとれた、その人らしい自立した生活を選択できる社会条件整備への寄与に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメント※やドメスティック・バイオレンス※の対策を図ります。</p> <p><b>重点：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な働き方を可能にするための情報提供の充実</li> <li>・ 男女平等な職業能力の開発と就業の支援の充実（講座等）</li> <li>・ 家庭における固定的な性別役割分担意識の是正</li> <li>・ 保育サービスや放課後児童対策の充実などの子育て支援</li> <li>・ DVの防止に向けた啓発の推進</li> <li>・ DV被害者への相談等の支援体制の整備</li> </ul>
<p>③ 男女がともに生涯にわたって豊かに暮らすための健康づくり</p>	<p>▼ 男女が思いやりを持って、お互いの身体的特徴を十分に理解するとともに、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。</p> <p><b>重点：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性の尊重についての意識の浸透</li> </ul>
<p>④ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる環境づくり</p>	<p>▼ 女性のエンパワーメント※、ポジティブ・アクション※の視点も持ちつつ、方針の立案や決定の場への女性参画、慣行の見直し等を進めます。</p> <p><b>重点：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動における男女共同参画の促進支援の推進</li> <li>・ 防災活動やまちづくりなどの、新たな分野における男女共同参画の推進</li> </ul>

## 私たちの達成目標と行動の指針

		男女共同参画社会の構築				
達成目標		 <p>男女がともに喜びと責任を分かち合える！</p>				
	指標	男女共同参画が進んでいると 思う市民の割合 (%)				
		H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
		意識調査 実施予定				
		担当課		人権センター		
行動の指針	行政	(施策展開において) ○ 男女共同参画について気軽に話ができ、相談ができる場と機会を充実させます。 ○ 男女不平等などに関する悩みを持つ人が気軽に相談に行ける機関のPRを行います。 (協働の視点) ○ 地域活動において、男女がともに参画し、方針決定できるよう啓発活動、講座等を実施します。				
	市民・地域	○ 男女共同参画について学び、気軽に話ができる機会をつくり、参画します。				
	事業者等	○ 育児・介護休業を取りやすい風土と仕組みをつくれます。 ○ 誰もがワーク・ライフ・バランス※についての自己選択・決定ができるよう、柔軟な就業条件づくりを進めます。				

※ ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、みずから希望するバランスで展開できる状態のこと。

## この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
男女共同参画社会の構築	① 男女共同参画推進計画の推進	男女共同参画学習事業	人権センター
		男女共同参画啓発事業	人権センター

男女共同参画の分野の施策・事業は、主に、まちづくりに係る広範分野の施策・事業を男女共同参画の視点から推進するものであることから、「男女共同参画推進計画の推進」をこの基本計画の施策としています。その達成の評価にあつては、「第3次草津市男女共同参画推進計画」の評価を踏まえて行います。

## この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
男女共同参画社会の構築	70	男女共同参画型社会の推進

# 教育・青少年

## 現況と課題

- 教育振興基本計画に基づき、児童生徒を着実に育てる教育行政を展開しています。
- 充実した教育環境のもとで、児童生徒一人ひとりの学力向上を図るとともに、豊かな心と健やかな体を育成していくことが求められています。

- 学校施設の耐震補強は完了しましたが、施設の大半が昭和40・50年代に建築されたものであり、経年劣化が著しい校舎等が多数あります。
- 財政負担の年度平準化を図りながら、施設の大規模改修等を進める必要があります。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、天井材や家具等の非構造部材※についての耐震対策が必要です。

- いじめや不登校等生徒指導上の課題、安全・安心な学校づくりに関する課題等、さまざまな課題が山積しています。
- 特別支援教育に関するニーズが増加すると共に、多様化してきているなか、それらのニーズに応えるための学校体制の充実や教員の資質の向上が求められています。

- 青少年の問題行動が多様化、低年齢化しており、学校・地域・家庭の教育力の低下などが指摘されています。
- 地域の青少年を地域で守る意識を地域ぐるみで共有しながら、専門機関等とも連携した取り組みの展開を図っていくことが重要となっています。

## 基本方針

**学校教育の充実**  
 “生きる力を育む 力が発揮できる”  
 学校づくりをめざして、学力向上をはじめとする各種事業を効果的に展開します。

**学校施設の整備**  
 学校施設の新設・改修等を計画的に進めるとともに、新しい技術を積極的に活用するなど、高機能な学習環境を整えます。

**児童・生徒の支援体制の充実**  
 小中学校間の共通理解や関係機関等との連携を進めるとともに、子ども一人ひとりへのきめ細かな指導と子どもが認められ尊重される学校づくりに努めます。

**青少年の健全育成**  
 青少年が地域社会の一員として健全に育つことを支えるため、地域ぐるみによる取り組みを多岐にわたって展開します。

## 施策

## 概要

① 教育内容の充実	・ 児童生徒の学力の実態や学習状況、学校を取り巻く環境等をふまえ、質の高い授業づくり、創造的で特色ある教育活動づくり、思考力の育成を図る取り組み、学習習慣の定着を図る取り組み等により、児童生徒の確かな学力向上をめざします。
② 教職員の資質向上	・ 教育委員会による指導・支援およびスキルアップアドバイザーの派遣※や教育研究所の講座、研究奨励等のほか、各学校における校内研修等を充実し、教職員相互の学び合いにより指導力の向上を図ります。
① 学校施設・設備の充実	・ 老朽化が進む小中学校の施設・設備の計画的な改修・更新を図るとともに、非構造部材の耐震対策を含めた点検・修繕等の維持管理に努めます。また、必要に応じて施設の新・増築等を進めます。
① 生徒指導・教育相談体制の整備	・ 中学校区の小中学校間における生徒指導の連携をいっそう進めるとともに、子ども一人ひとりの思いや願いに寄り添った教育相談を行います。
② 安全で安心な教育環境の確保	・ 学校生活における児童・生徒の様々な活動が、安全で安心な環境のもとで展開されるよう、健やかな学校生活づくりを支援します。
③ 特別支援教育の充実	・ 教育委員会と学校が連携し、特別な支援を要する児童・生徒のよりよい教育をめざすとともに、各学校の特別支援教育の推進体制の充実やすこやかサポート支援員の配置※および有効活用を進めます。
① 青少年教育の充実と社会参加の促進	・ 多様化する青少年の問題に対応する青少年への教育や啓発の充実を図るとともに、少年センター等との連携により、問題解決のための取り組みを地域ぐるみで展開します。
② 青少年の健全育成に向けた活動への支援	・ 青少年の健全育成を図るため、地域主体による少年団体活動や青少年育成活動、青年国際交流等の支援・促進を図ります。

## ■この分野の計画




- ・ 草津市教育振興基本計画（平成22年度～平成31年度/教育総務課）
- ・ 草津市スポーツ振興計画（平成23年度～平成32年度/スポーツ保健課）

※非構造部材：柱・梁・壁・床などといった建物の主たる構造以外のことをいいます。ここでは、地震時の安全確保の観点で、内装や外装、窓や家具等も含めた幅広いものを指しています。

※スキルアップアドバイザーの派遣：本市では、教員の授業技術等の向上をめざして各学校に指導員を派遣しています。指導員には校長OBが当たっています。

※すこやかサポート支援員の配置：本市では、特別な指導を要する児童・生徒や小学校1年生児童等の学校生活をサポートするための支援員を各小学校に配置しています。

私たちの達成目標と行動の指針

		学校教育の充実	学校施設の整備	児童・生徒の支援体制の充実	青少年の健全育成																
達成目標		 学校での教育が子どもを 生き生きさせている！	 子どもの学習環境が 充実している！	子どもが安全に、安心して 学習に取り組んでいる！	 青少年が地域の中で 健やかに成長している！																
	指標	「授業がわかる」と感じている 児童生徒の割合(%)		小中学校の大規模改修計画 (H24~H28)の進捗率 (進捗面積/計画面積；%)		「学校が楽しい」と感じている 児童生徒の割合(%)		青少年からの相談件数(件)													
		H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
		86.1	88.0	88.0	89.0	90.0	0	29.0	61.0	85.0	100.0	86.7	91.0	91.0	92.0	92.0	414	700	700	700	700
	担当課	学校教育課			担当課	教育総務課			担当課	学校教育課			担当課	生涯学習課							
行動の指針	行政	(施策展開において) ○ 教員が子ども一人ひとりと 向き合う環境づくりを推進 します。 ○ 子どもの学ぶ意欲を高め、質 の高い授業の構築を推進し ます。	(施策展開において) ○ 学習環境の充実を図るため、 各学校施設・設備の計画的な 改修・更新を進めるととも に、適切な維持管理に努めま す。	(施策展開において) ○ 子どもが安心して学校生活を送れ るように人的支援、環境整備の充 実を図ります。 ○ 課題の解決を図るため、学校間、 関係機関との連携を図ります。	(施策展開において) ○ 青少年に有害な環境を浄化し、相 談・育成支援・啓発等の活動によ り、その健全育成を図ります。																
	市民・ 地域	○ 食事、睡眠、家庭学習等の基 本的生活習慣の確立に努め ます。 ○ 学校公開や学校行事に積極 的に参加し、学校の諸活動に 協力します。	○ 学校施設を大切にし、学校教 育の場として、また、地域の 資源として、有効に活用しま す。	○ 家庭、地域が連携を図り、地域で 子どもを見守り、育てる取組を展 開します。 ○ 子どもの社会性の育成を図るた め、規範意識の醸成や豊かな心 の育成に努めます。	○ 地域で青少年を見守り育てる意 識を高めるため、あいさつ運動を 展開します。 ○ 日頃から地域コミュニティの活 性化に努め、青少年を含め、地域 住民が地域の行事に参加しやす いよう図ります。																
	事業者等	(大学・企業等) ○ 学校と連携を図り、特別授業 などにおいて自らの専門性 を教育の場に生かします。		(大学・企業等) ○ 学校と連携を図り、子どもの支援、 居場所づくりを支援します。	○ 家庭・学校・地域・企業や関係機 関等の連携を、いっそう強めて青 少年の健全育成を図ります。																

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
学校教育の充実	① 教育内容の充実	小学校少人数学級編制事業	学校教育課
		子ども読書活動推進事業	学校教育課 図書館
	② 教職員の資質向上	スキルアップアドバイザー配置事業	学校教育課
		教職員研修事業	学校教育課
		講座開設事業（教育研究所）	学校教育課
	学校施設の整備	① 学校施設・設備の充実	小学校校舎等整備事業（老上小学校の分離・新設）
小学校大規模改造事業			教育総務課
中学校大規模改造事業			教育総務課
児童・生徒の支援体制の充実	① 生徒指導・教育相談体制の整備	学校問題サポートチーム運営事業	学校教育課
		中学校生徒指導主事活動推進事業	学校教育課
		学校教育支援教員配置事業	学校教育課
	② 安全で安心な教育環境の確保	通学路対策事業	スポーツ保健課
		給食センター管理運営事業	スポーツ保健課
	③ 特別支援教育の充実	特別支援教育推進事業	学校教育課
		学校すこやかサポート支援員配置事業	学校教育課
やまびこ教育相談室運営事業		学校教育課	
青少年の健全育成	① 青少年教育の充実と社会参加の促進	少年センター管理運営事業	生涯学習課
	② 青少年の健全育成に向けた活動への支援	青少年育成活動事業	生涯学習課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
学校教育の充実	1	全小学校で少人数学級の実施
	2	特別支援教育の充実
	7	小中学校図書館と市立図書館との連携強化
学校施設の整備	3	老上小学校の分離・新設
児童・生徒の支援体制の充実	4	中学校スクールランチの実施
	5	通学路の路側帯カラー舗装整備
	44	学校給食に地産地消の推進

# 生涯学習・スポーツ

**現況と課題**

- 学びを通しての“生きがい発見”の機会づくりはますます重要となっていますが、市民の生涯学習の活動や成果を発表するための場が不足しています。
- 地域協働合校の開始以降、大人と子どもの協働による地域学習社会づくりを進めてきましたが、子どもがより主体的に取り組むことのできる段階への移行を図っていく必要があります。

- スポーツは、楽しみ・仲間づくり・健康づくりなど、市民が生涯にわたって健康で豊かな生活を送るうえで様々な効果があり、多くの市民が親しんでいます。
- 市民スポーツの一層の推進のため、スポーツによる仲間づくり・健康づくりの支援や、施設・設備の整備などが求められています。

■ この分野の計画

- ・ 草津市教育振興基本計画（平成 22 年度～平成 31 年度/教育総務課）
- ・ 草津市スポーツ振興計画（平成 23 年度～平成 32 年度/スポーツ保健課）

**基本方針**

**生涯学習の振興**  
生涯学習拠点・活動支援拠点の充実とネットワーク化、学習内容の充実を図るとともに、地域協働合校において、子どもと大人がともに主役となる取り組みの展開を促進します。



**市民スポーツの推進**  
市民が生涯にわたって健康で豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ振興計画に基づき、生涯スポーツ社会の実現と競技スポーツの振興を図ります。

施 策

概 要

① 生涯学習支援機能の充実	・ 生涯学習活動支援の充実を図るため、地域の学習活動拠点や図書館等の社会教育施設の機能充実や事業・情報・人材のネットワーク化に努めます。
② 生涯学習内容の充実	・ 高校や大学等と連携した講座など市民ニーズを踏まえた多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習ボランティア等との協働のもとで市民の生涯学習活動の広がりにつなげます。
③ 地域協働合校の展開	・ 地域協働合校の活動のなかで、地域の課題に子どもと大人が協働して取り組む機会の充実を図って、地域学習社会づくりをいっそう推進します。
① スポーツの普及と促進	・ 体育協会・体育振興会・スポーツ推進委員・大学等との連携の強化、総合型地域スポーツクラブへの支援、各種スポーツ行事の拡充などによって、市民スポーツの普及促進を図ります。
② スポーツに親しむ場の充実	・ 市民によるスポーツ活動が活発に展開されるよう、総合体育館の改修や野村運動公園の再整備など、必要な施設・設備の充実を図ります。

私たちの達成目標と行動の指針

		生涯学習の振興					市民スポーツの推進				
達成目標		 暮らしの中で「学び」を楽しむ市民が増える！					 スポーツを楽しむ市民が増える！				
	指標	生涯学習講座の参加者数（人）					スポーツに親しむ市民の割合（%）				
		H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
28,175		28,250	28,300	28,350	28,400	意識調査実施予定					
	担当課	生涯学習課				担当課	スポーツ保健課				
行動の指針	行政	(施策展開において) ○ 学習の場と機会の提供、学習情報提供に努めるとともに、学んだ成果を生かす場の提供を図ります。  (協働の視点) ○ 生涯学習を支援するために、学習ボランティアとともに学習機会の提供や、情報提供を図ります。					(施策展開において) ○ 各種スポーツ行事の実施や施設の整備など、市民がスポーツを楽しむための環境整備を行います。				
	市民・地域	○ 学びを通じて様々な知恵や知識・教養を身につけ、心豊かな生活を実現します。 ○ 地域文化・伝統継承や地域課題についてともに学びを深め、ひとづくり・まちづくりを進めます。 ○ 生涯学習に関する地域の資源を有効に活用します。					○ 自分に合ったスポーツを見つけ、継続して行うことで、健康増進を図ります。				
	事業者等	(企業、大学) ○ 自らの施設、技術・知識、人材資産を地域へ還元します。 ○ 市が主催する講座や委託事業などにおいて支援・援助をします。 ○ 地域や学校での地域協働合校の取り組みに参加・参画します。					(企業、大学) ○ より専門性の高い知識や技術を、地域のスポーツ活動に還元できる事業展開を図ります。 ○ スポーツイベントへの協賛、地域イベントへの参加を進めます。				

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
生涯学習の振興	① 生涯学習支援機能の充実	社会教育施設整備事業	生涯学習課
		図書館運営事業 ・南草津図書館運営事業	図書館 ・南草津図書館
	② 生涯学習内容の充実	社会教育推進事業	生涯学習課
学習ボランティア推進事業		生涯学習課	
	③ 地域協働合校の展開	地域協働合校推進事業	生涯学習課
市民スポーツの推進	① スポーツの普及と促進	市民体育大会開催費補助事業	スポーツ保健課
		県民体育大会等出場支援補助事業	スポーツ保健課
		学校体育施設開放推進事業	スポーツ保健課
	② スポーツに親しむ場の充実	社会体育施設管理運営事業	スポーツ保健課
		社会体育施設整備事業	スポーツ保健課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
生涯学習の振興	6	市立図書館リニューアル
	34	市民文化の森構想の再検討
市民スポーツの推進	35	野村運動公園の再整備



# 市民文化

**現況と課題**

- 市民の草津への愛着や市民文化への意識の高まりなどをまちづくりの中心に組み入れ、“ふるさと草津の心”を醸成に取り組んでいます。
- 生活文化・地域文化・芸術文化を継承し、誰もがこれらにふれる機会を充実させることで、“ふるさと草津の心”をさらに醸成していく必要があります。

- 地域に根ざした歴史資産は、まちの歴史や文化、伝統を理解するために、また、市民文化を新たに発展させるために欠くことのできないものです。
- 各種文化財等を適切に保全するとともに、その情報等を積極的に発信し、市民の貴重な財産を次世代へ大切に継承していく必要があります。

**基本方針**

**市民文化の醸成**  
市民の間に“草津市民としての自負”が生まれるよう、まちづくりへの市民参画の拡充を図るとともに、市民自らが文化・芸術活動などに日常的に親しめるよう取り組みます。

**歴史資産の保全と活用**  
有形・無形の文化財等を適切に保全し、歴史資産の持つ価値を“ふるさと草津”の原点として有効に生かし、歴史文化の薫るまちづくりを進めます。

施策

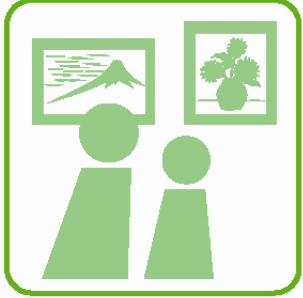

概要

① “ふるさと草津の心” の醸成	・ 本市の魅力資源を、市民の生活やまちづくりのテーマに生かして、市民のまちづくりへの参画と市民としての自負へと結びつけます。
② 文化・芸術の振興	・ 市民の創作活動を奨励するとともに、多様な発表・展示・鑑賞の場の充実、文化・芸術振興に繋がるイベントの開催を通じて、文化芸術活動の振興を図ります。
① 文化財調査の推進	・ 発掘調査をはじめとした各種の文化財調査を推進するとともに、市内に残る歴史資産の実態を解明し、その成果を公表します。
② 文化財の保全と継承	・ 市内に残る文化財、伝統芸能等の将来への保全継承のため、国指定史跡等の地域と一体となった保存整備、文化財指定の推進、伝承者への支援など積極的な保存対策を講じます。
③ 歴史資産を生かしたまちづくり	・ 各種文化財等の積極的な活用を推進するとともに、各種展示会、行事等を通じた様々な情報発信を行い、歴史文化の香りあふれた魅力あるまちづくりを進めます。

■この分野の計画

- ・ 草津市シティセールス戦略基本プラン（平成 25 年度～平成 32 年度/企画調整課）
- ・ 草津市教育振興基本計画（平成 22 年度～平成 31 年度/教育総務課）
- ・ 史跡草津宿本陣保存管理計画（昭和 59 年度作成/文化財保護課）
- ・ 史跡野路小野山製鉄遺跡整備基本計画（平成 12・13 年作成/文化財保護課）

私たちの達成目標と行動の指針

		市民文化の醸成					歴史資産の保全と活用				
達成目標		 <p>みんなが文化を通じたまちづくりに参加している！</p>					 <p>文化財への興味や理解を持つ人が増える！</p>				
	指標	市民音楽祭等文化行事・催事の参加者（発表者・出品者・鑑賞者）数（人）					史跡草津宿本陣等の入館者の数（人 [延べ]）				
		H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
		6,343	6,350	6,400	6,450	6,500	22,361	28,500	29,000	29,500	30,000
		担当課		生涯学習課			担当課		草津宿街道交流館		
行動の指針	行政	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優れた芸術文化とのふれあいをはじめ、市民が自主的に参加できる機会の充実を図ります。</li> <li>○ 市民の日々の創作活動の奨励と発表・展示・鑑賞の機会と場の提供を図ります。</li> <li>○ 俳句のまちづくり事業を展開します。</li> </ul> <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優れた芸術文化とのふれあいの場や、市民が自主的に文化に親しむ機会の提供を市民とともに進めます。</li> </ul>					<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化財の種類・性質に応じた保存修理や保存整備を計画的に進めます。</li> </ul> <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な人が自らの興味や関心に応じて、文化財等に親しむことができる多様な機会をつくります。</li> </ul>				
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化・芸術活動の主役・担い手として、草津らしさを取り入れた活動を展開します。</li> <li>○ 創作活動を積極的に行い、様々な文化・芸術の催しに参画します。</li> <li>○ 俳句に対して興味・関心を持ち、身近なものとして親しみます。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な歴史遺産を市民の貴重な財産として常に意識し、大切に保存します。</li> <li>○ 歴史や地域学習の教材として文化財等を生かします。</li> <li>○ 各種の調査、文化財等の保存・継承に積極的に協力します。</li> </ul>				
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自ら主体となって、文化・芸術活動に取り組めます。</li> <li>○ 市民の文化・芸術活動の場の提供や、文化・芸術の催しへの協賛等を行います。</li> <li>○ 本市の文化・芸術活動の中心となって、市民文化を醸成するネットワークの充実に努めます。</li> </ul>					<p>（開発事業者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 埋蔵文化財の取扱いについて事前に市と協議し、調査など文化財の保護に協力します。</li> </ul> <p>（大学等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民が文化財等に興味を持てるよう、専門の立場からその魅力を紹介します。</li> </ul>				

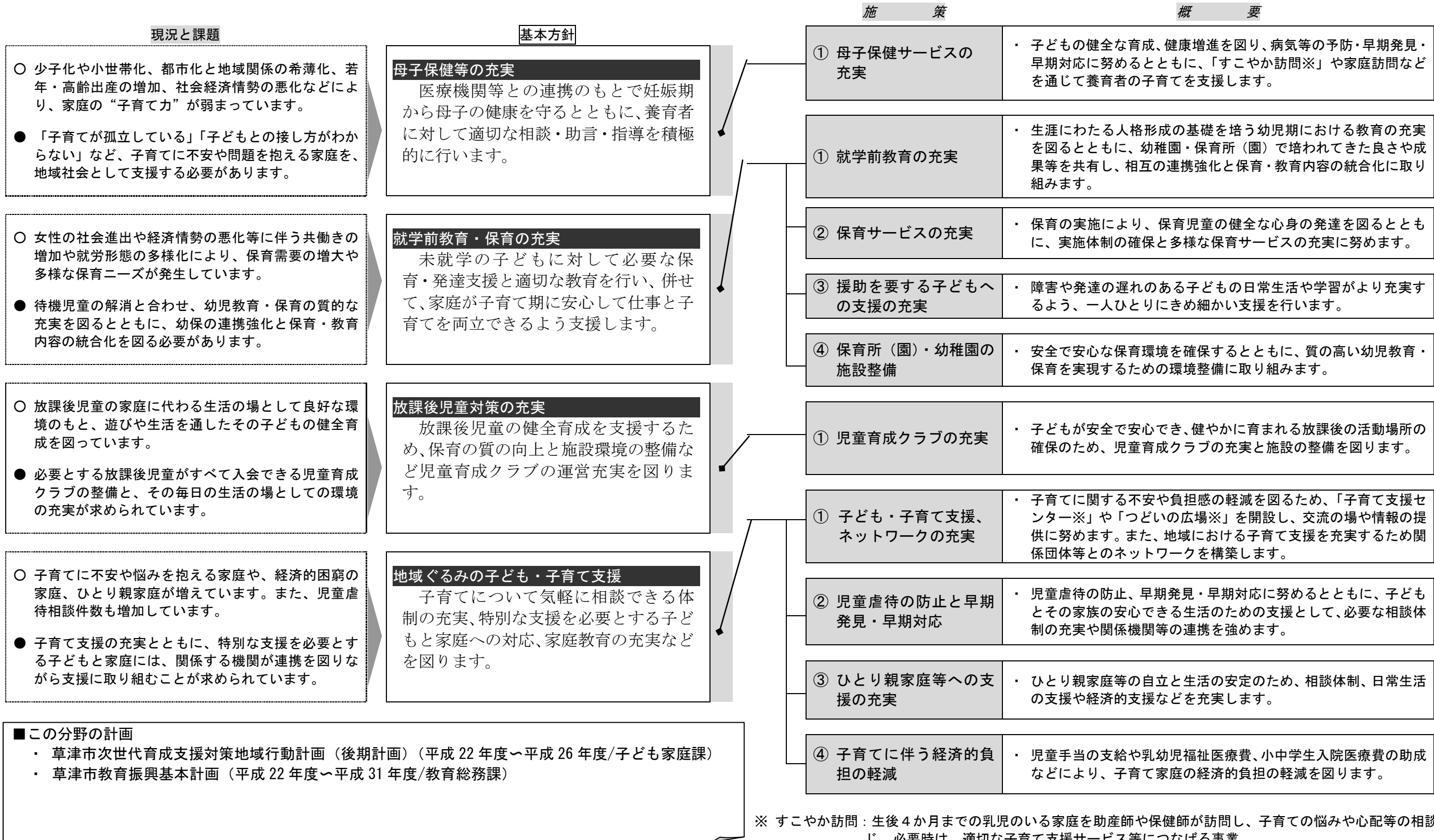
この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
市民文化の醸成	① “ふるさと草津の心” の醸成	シティセールス推進事業	企画調整課
		市美術展覧会開催事業	生涯学習課
	② 文化・芸術の振興	市民文化芸術活動支援事業	生涯学習課
		俳句のまちづくり事業	生涯学習課
歴史資産の保全と活用	① 文化財調査の推進	アミカホール管理運営事業	生涯学習課
		埋蔵文化財発掘調査事業	文化財保護課
	② 文化財の保全と継承	宅地開発等関連遺跡発掘調査事業	文化財保護課
		史跡草津宿本陣整備事業	文化財保護課
	③ 歴史資産を生かしたまちづくり	文化財保護助成事業	文化財保護課
		草津宿街道交流館運営事業	草津宿街道交流館
		史跡草津宿本陣管理事業	草津宿街道交流館
		（仮称）草津宿本陣歴史館整備事業	草津宿街道交流館

この分野に関連するロードマップ事業


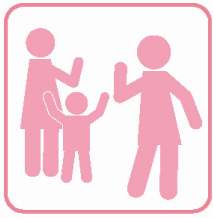
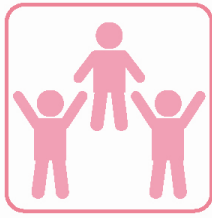
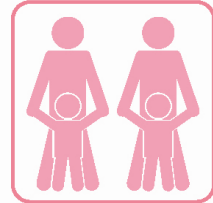
関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
市民文化の醸成	43	「草津ブランド」の育成・PR
歴史資産の保全と活用	36	芦浦観音寺の保護・PR
	37	草津宿本陣の拡大整備

# 子ども・子育て



※ すこやか訪問：生後 4 か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育ての悩みや心配等の相談に応じ、必要時は、適切な子育て支援サービス等につなげる事業  
 ※子育て支援センター：就学前の子どもと保護者が気軽に集い、交流や相談できる場として、また地域の子育て支援を行う機関  
 ※つどいの広場：概ね 3 歳未満の子どもと保護者が気軽に集い、交流や相談できる場として実施する事業

私たちの達成目標と行動の指針

		母子保健等の充実					就学前教育・保育の充実					放課後児童対策の充実					地域ぐるみの子ども・子育て支援				
達成目標		 子育てに不安を感じる人が 少なくなる！					 安心して子どもを 預けられる！					 放課後の子どもが 地域で安心して過ごせる！					 家庭の子育て力が高まる！				
	指標	すこやか訪問の利用率 (%)					保育所の入所率 (%)					児童育成クラブの定員 (人)					つどいの広場利用者数 (千人 [延べ])				
		H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
		96.0	98.0	98.0	98.0	98.0	94.0	100.0	100.0	100.0	100.0	980	1,030	1,050	1,080	1,170	17.0	35.0	38.0	41.0	44.0
	担当課		健康増進課			担当課		幼児課			担当課		子育て支援センター			担当課		子育て支援センター			
行動の指針	行政	(施策展開において) ○ 子どもと養育者の心身の状況および養育状況の把握をするとともに、育児等に係る必要な相談や援助、情報提供等を行います。 ○ 支援の必要な親子については、継続的に支援します。  (協働の視点) ○ 民生委員児童委員、健康推進員および地域住民等が協働できるよう連携強化に努めます。					(施策展開において) ○ 子育てしながら働くことができる環境整備に向けて、待機児童対策を進めるとともに、保育所(園)・幼稚園の施設・運営面の向上に努めます。 ○ 人権に根ざした保育・教育を基本とし、保育所(園)と幼稚園が連携するとともに、幼保一体化に向けた取り組みを進め、全ての就学前の子どもの教育を充実させます。 ○ 子どもの育ちをつなぐため、保育所(園)・幼稚園・小学校との連携・交流を図ります。  (協働の視点) ○ 在宅保育を含め、地域の子育てを進めていくために、入所児保護者や地域の協力者の事業への参加を進めます。					(施策展開において) ○ 安全で安心して生活できる児童育成クラブの施設整備と運営の充実に努めます。 ○ 子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭、体育館などの利用等、学校との連携を図ります。  (協働の視点) ○ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任が果たせるよう保護者活動を支援するとともに、保護者と連携した児童育成クラブの運営に努めます。					(施策展開において) ○ 親子の交流・仲間づくり、子育て相談、情報提供ができる子育て拠点づくりを行います。 ○ 児童虐待防止の広報、啓発等に努めるとともに、通告等に対して迅速に対応するための相談窓口の充実を図ります。  (協働の視点) ○ 地域ぐるみの子育てを進めていくため、子育てに関する情報の地域への提供を積極的に行います。 ○ 子育てに関する市民活動について、専門的なスタッフの派遣や活動場所などの支援に取り組みます。				
	市民・地域	○ 「すこやか訪問」等も利用し、不安や心配事を解消して、得た情報をうまく子育てに生かします。 ○ 地域で子どもを見守るという意識を持ち、相談・助言しやすい関係をつくります。 ○ 子育ての現状を理解し、必要に応じた協力を行います。					○ 家庭が、子育ての第1義的な責務を負うことを自覚し、子どもとふれ合い、基本的な生活習慣や社会的マナーなどが身につけられるよう家庭の教育に努めます。					○ 放課後児童が安全で安心して過ごせるように「児童育成クラブ」の活動を応援し、子どもの健全な育ちに協力します。					○ 保護者や家族、地域が協力して、見守り、ともに遊び学んで、愛情豊かに子どもの育ちを支えます。 ○ 子どもの人権と安全を守る意識を持ち、安全パトロールなどの取り組みに積極的に参加します。 ○ 児童虐待等気になる家庭がある場合は、連絡(通告)するとともに、常に子どもを虐待から救うため行動します。				
	事業者等	○ 子育ての現状を理解し、必要に応じた協力を行います。					(関係機関) ○ 福祉、保健、教育を担当する機関が連携し、子どもとその家族が地域の中で、安心して生活するための環境づくりを進めます。					○ 事業者が持つ知識や技術、施設・設備などを、地域の子どもに提供します。					○ 仕事と家庭のバランスがとれるよう、働き方の見直しを進めます。 ○ 児童虐待防止などの啓発活動に積極的に参加します。				

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
母子保健等の充実	① 母子保健サービスの充実	乳幼児健診事業	健康増進課
		新生児訪問事業（すこやか訪問事業）	健康増進課
就学前教育・保育の充実	① 就学前教育の充実	公立幼稚園管理運営事業	幼児課
		就園奨励給付・私立幼稚園保育料補助事業	幼児課
		幼稚園ステップアップ推進事業	幼児課
		幼保一体化推進事業	幼児課
		公立保育所管理運営事業	幼児課
	② 保育サービスの充実	民間保育所運営事業	幼児課
		民間保育所運営補助事業	幼児課
		家庭的保育事業	幼児課
	③ 援助を要する子どもへの支援の充実	発達支援センター運営事業	発達支援センター
		湖の子園運営事業	発達支援センター
	④ 保育所（園）・幼稚園の施設整備	公立保育所施設整備事業	幼児課
		民間保育所施設整備事業	幼児課
放課後児童対策の充実	① 児童育成クラブの充実	児童育成クラブ運営事業	子育て支援センター
地域ぐるみの子ども・子育て支援	① 子ども・子育て支援、ネットワークの充実	子育て支援センター運営事業	子育て支援センター
		つどいの広場事業	子育て支援センター
	② 児童虐待の防止と早期発見・早期対応	家庭児童相談指導事業	子ども家庭課
		養育支援ヘルパー派遣事業	子ども家庭課
		育児等支援家庭訪問事業	子育て支援センター
	③ ひとり親家庭等への支援の充実	ひとり親家庭等支援事業	子ども家庭課
		児童扶養手当等給付事業	子ども家庭課
		母子家庭等就業支援事業	子ども家庭課
		母子生活支援施設入所事業	子ども家庭課
		母子家庭等福祉医療費助成事務	保険年金課
	④ 子育てに伴う経済的負担の軽減	児童手当給付事業	子ども家庭課
		乳幼児福祉医療費助成事業	保険年金課
		小中学生入院医療費助成事業	保険年金課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
母子保健等の充実	16	不育症治療の支援など母子保健サービスの充実
就学前教育・保育の充実	8	待機児童の解消
	9	幼保一体化の検討
	11	保育所・幼稚園の建替えを含めた施設整備
	12	家庭的保育等の多様な保育の充実
	17	発達障害支援施策の充実
放課後児童対策の充実	10	児童育成クラブの充実
地域ぐるみの子ども・子育て支援	13	中学校区毎の「つどいの広場」設置

# 長寿・生きがい

## 現況と課題

- いきいきとした高齢社会の実現に向けて、高齢期の健康と生きがいづくりがますます重要となってきています。
- 高齢期にある人が、自らの健康を維持し、知識や経験・技能を生かして社会参加できるよう、そのための機会を充実させていくことが求められています。

- 誰もが安心して高齢期を迎えられるよう、介護保険サービスを基本とした生活支援のサービスを整備し提供してきています。
- 制度理解の促進と個別のニーズを踏まえた適切なサービス提供を基本に、介護予防や認知症対策へのいっそうの取り組みの充実が求められます。

## 基本方針

**いきいきとした高齢社会の実現**  
 いきいきとした高齢社会の実現のため、長年の経験で培った豊かな知識や技能を生かした取り組みなどから高齢期の健康と生きがいづくりを支援します。

**あんしんできる高齢期の生活への支援**  
 安心して高齢期の生活の支援のため、介護保険サービスを中心とし、在宅介護や生活支援サービスなど誰もが安心して適切に利用できるよう図ります。

## この分野の計画

- ・ 草津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【草津あんしんいきいきプラン第5期計画】  
 (平成24年度～平成26年度／介護保険課・長寿福祉課・地域包括支援センター)

## 施策


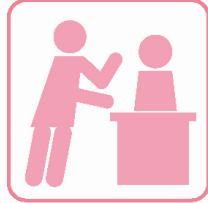
## 概要

施策	概要
① 高齢期の健康・生きがい対策の充実	・ 生きがいや健康の保持増進にもつながることから、定年退職者などが就業やボランティア活動等への参加に結びつくよう、社会参加の機会拡充に努めます。
① 地域包括ケアの推進	・ 高齢期の安心を支える地域づくりを推進するとともに、支援のニーズや制度の動向などを踏まえ、介護保険制度を軸として、在宅介護や生活支援のサービスを包括的に提供します。
② 認知症対策の充実	・ 医療機関・サービス事業所・地域住民などとの連携や、認知症サポーター※の養成等を通じて、認知症についての知識普及と理解促進や地域支援等を実施することにより、認知症の人と家族への支援充実に努めます。
③ 介護予防対策の充実	・ 要支援・要介護状態になることを予防し、誰もが元気でいきいきとした生活が送れるよう、介護予防の知識普及や地域での介護予防事業の展開など、介護予防の取り組みの充実に努めます。
④ 介護サービスの充実	・ 要支援・要介護の状態にあっても、誰もがその人らしく豊かな高齢期を過ごすことができるよう、介護サービスの適正水準の維持・向上を図ります。
⑤ 介護保険制度の適正運用	・ 介護保険制度等の理解促進と利用支援、要介護認定、ケアマネジメント※、事業者のサービス提供体制および介護報酬請求においてチェック体制を整備し、適正化の取り組みを進めます。

※ 認知症サポーター：認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を温かく見守るなど、自分のできる範囲で活動する応援者のこと。(「認知症サポーター養成講座」を受講した人が「認知症サポーター」となる。)

※ ケアマネジメント：介護・介助が必要な人の生活支援を行うために、多様な社会資源を、その本人が有効に活用できるように図ること。

私たちの達成目標と行動の指針

達成目標		いきいきとした高齢社会の実現	あんしんできる 高齢期の生活への支援							
達成目標	 高齢期になっても地域社会で活躍する人が増える！	 困った時に相談できる窓口を知っている人が増える！	地域の組織やグループに加入している65歳以上の市民の割合 (%)							
				高年齢者相談件数 (件)						
				<table border="1"> <tr> <th>H. 24</th> <th>H. 25</th> <th>H. 26</th> <th>H. 27</th> <th>H. 28</th> </tr> <tr> <td>5,356</td> <td>8,000</td> <td>8,100</td> <td>8,200</td> <td>8,300</td> </tr> </table>	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	5,356
H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28						
5,356	8,000	8,100	8,200	8,300						
意識調査実施予定 担当課	長寿福祉課	担当課	地域包括支援センター							
行動の指針	行政	(施策展開において) ○ 高齢期の社会参加活動などへの取り組みに対して、情報提供など必要な支援や活動団体等紹介窓口を設置します。 ○ 健康増進に関する情報や機会の提供に努めます。 (協働の視点) ○ 老人クラブ等の活動を支援します。	(施策展開において) ○ 介護予防のための情報提供や、介護予防に役立つ場の提供、外出しやすい環境整備を推進します。 ○ 介護サービスの充実を図ります。 ○ 相談窓口である地域包括支援センターの周知を図るとともに、他の相談窓口との連携を推進します。 (協働の視点) ○ 保健・医療・福祉の関係機関および地域の資源の連携による地域包括ケア体制を整えます。							
		市民・地域 ○ 「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、健康の保持増進に努めます。 ○ 地域の中での自らの役割を自覚し、地域活動やボランティア活動に主体的に取り組めます。	○ 自らの生活を改善して、介護予防に努めます。 ○ 介護が必要となった場合でも、適切なサービスを利用して、有する能力を生かし意欲的に生活を続けます。 ○ 高齢期にある人が、家庭や地域で安心して生活できるよう、お互いに見守り支えあいます。							
		事業者等 ○ 意欲ある熟年世代の雇用に努めます。	(サービス事業者) ○ 利用者のニーズに応じた質の高い利用者本位のサービスを提供します。 ○ 介護保険サービスに関する情報の提供や、相談受付窓口、苦情受付窓口の整備を進めます。							

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
いきいきとした 高齢社会の実現	① 高齢期の健康・生きがい対策の充実	ロクハ荘管理運営事業	長寿福祉課
		なごみの郷管理運営事業	長寿福祉課
		シルバー人材センター運営・活動費補助事業	産業労政課
あんしんできる 高齢期の生活への支援	① 地域包括ケアの推進	高齢者総合相談・支援事業	地域包括支援センター
		権利擁護事業	地域包括支援センター
	② 認知症対策の充実	認知症施策総合推進事業	長寿福祉課 地域包括支援センター
		③ 介護予防対策の充実	介護予防普及啓発事業
	④ 介護サービスの充実	地域介護予防活動支援事業	長寿福祉課
		居宅介護サービス給付事業	介護保険課
		施設介護サービス給付事業	介護保険課
	⑤ 介護保険制度の 適正運用	地域密着型介護サービス給付事業	介護保険課
		介護保険制度啓発普及事業	介護保険課
		介護認定事務	介護保険課
		介護保険制度運営事務	介護保険課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
いきいきとした高齢社会の実現	18	高齢者サロンの充実など高齢者福祉の充実
あんしんできる高齢期の生活への支援	20	入院時のオムツ助成など在宅介護支援

# 障害福祉

**現況と課題**

- 障害のある人の生活の総合的な支援の体制や、就労・余暇活動など地域社会の様々な活動への参加の機会拡充を図ってきています。
- 障害のある人へのさらなる理解、ケアマネジメントに基づく生活支援の充実と、誰もが当たり前に参加できる地域社会づくりが求められています。

**基本方針**

**共に生きる社会の推進**  
 障害のある人ない人、あるいは異なる障害のある人などの相互理解を深めながら、必要な生活支援を行うとともに、社会参加と自己実現の多様なニーズへの対応を図ります。

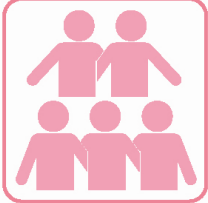
施 策	概 要
① 障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実	・ 生活支援や就労支援、相談支援のさらなる充実など、個別のケアマネジメントによるサービス提供を行うとともに、遊ぶ・学ぶなどの諸活動に誰もが自らの意思で安心して参加・参画できるよう支援を進めます。
② 障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持	・ 障害者福祉センターを核とした多様なふれあい・交流や知識普及と意識啓発により、障害と障害のある人についての理解促進を図るとともに、障害のある人の尊厳の保持に努めます。
③ 福祉のまちづくりの推進	・ 地域で安心して生活できるようハード面でのバリアフリー化を進めるとともに、遊ぶ・学ぶなどの諸活動に安心して参加・参画できるよう、外出支援やコミュニケーション支援等ソフト面での充実を図ります。

**■この分野の計画**

- ・ 草津市障害者計画（後期）（平成 24 年度～平成 29 年度/障害福祉課）
- ・ 第 3 期草津市障害福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度/障害福祉課）



## 私たちの達成目標と行動の指針

		共に生きる社会の推進				
達成目標		 <p>障害のあるないにかかわらず、 互いを認め尊敬しあえる たくさんの出会いがある！</p>				
	指標	障害者福祉センターの ふれあい・交流事業の参加者数(人[延べ])				
		H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
		1,653	2,000	2,050	2,100	2,150
		担当課		障害福祉課		
行動の指針	行政	(施策展開において) ○ 生活支援のためのサービス充実と適切なケアマネジメントによるサービス提供を図ります。 ○ 障害のある人が社会参加できる環境を整え、個々の能力を発揮できる機会づくりに努めます。 ○ ふれあい・交流の場づくりに努めるとともに、さまざまな機会を利用して、障害と障害のある人についての理解の促進に努めます。				
	市民・地域	○ 自らの意思に基づいて、自己実現と社会参画のため積極的に行動します。 ○ 障害のある人の社会参加をサポートするボランティア活動等に参加します。 ○ ふれあい・交流の機会に積極的に参加します。				
	事業者等	(雇用者) ○ 障害のある人の雇用を促進し、個性と能力を生かした就労を継続的にサポートするとともに、働きやすい職場環境の整備を進めます。 (サービス提供事業者) ○ ニーズに即したサービス量の確保と、サービスの質の確保、向上を図ります。 ○ 家族へのサポート・相談を充実させます。 ○ 地域とのふれあい、交流の機会をつくります。				

## この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
共に生きる社会の推進	① 障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実	居宅介護事業	障害福祉課
		生活介護事業	障害福祉課
		就労継続支援事業	障害福祉課
		障害者就労促進事業	障害福祉課
		サービス利用計画事業	障害福祉課
	② 障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持	障害者福祉センター管理運営事業	障害福祉課
		成年後見制度利用支援費	障害福祉課
	③ 福祉のまちづくりの推進	障害者等個別移動支援事業	障害福祉課
		コミュニケーション支援事業	障害福祉課

## この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
共に生きる社会の推進	21	障害者グループホーム施設整備促進
	22	障害者の福祉タクシーの充実
	23	精神障害者相談員の設置

# 地域福祉

**現況と課題**

- 少子・高齢化や小世帯化、商店街の衰退などを背景に、隣近所のつながりが希薄化し、地域コミュニティの持つ「地域力」が低下しています。
- 小地域を単位とした相互の支えあいを強め、ひとり暮らし世帯や高齢世帯などが地域社会から孤立しないよう図っていく必要があります。

**基本方針**

**「地域力※」のあるまちづくり**  
 地域福祉の担い手の育成とそのネットワークの充実を図り、「地域力」を生かした福祉のまちづくりを進めます。

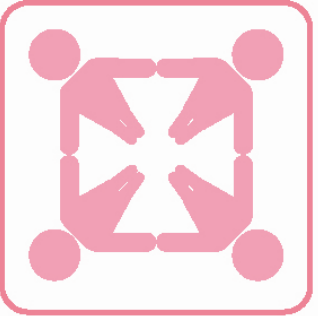
施策	概要
① 地域福祉の担い手の育成	・ 民生委員児童委員の活動支援を図るとともに、社会福祉協議会と連携し、福祉講座・懇談会・各種ボランティアや市民コーディネーターの養成講座を実施します。
② 地域福祉を支えるネットワークづくり	・ 各学（地）区の社会福祉協議会、町内会、まちづくり協議会の活動等を軸に、災害時要援護者の避難支援体制の充実など、「地域力」を生かした地域福祉を推進します。

※地域力：地域の人々が地域社会の問題に自ら気づき、主体的または、協働を図りながら、問題解決や地域の価値を創造していくための力のこと。

■この分野の計画

- ・ 第2期草津市地域福祉計画（平成23年度～平成27年度/社会福祉課）  
 （関連計画）  
 「第2次草津市地域福祉活動計画（平成24年度～平成28年度）」[社会福祉協議会]

## 私たちの達成目標と行動の指針

		「地域力」のあるまちづくり				
達成目標						
	「向こう三軒両隣」で助け合える！					
	対象者に占める災害時要援護者名簿への登録者数（人 [累計]）					
指標	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	
	3,085	3,200	3,400	3,600	3,800	
	担当課		社会福祉課			
行動の指針	行政	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民コーディネーターを育成し、地域活動を促進します。</li> <li>○ 地域生活の安心を守るネットワークづくりの支援を行います。</li> <li>○ 地域福祉ボランティアの養成・確保に努めます。</li> </ul> <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町内会、社会福祉協議会、民生委員児童委員、自主防災組織等との連携を強めます。</li> </ul>				
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の活動に積極的に参画します。</li> <li>○ 「地域で支える支援者」に登録します。</li> <li>○ 隣近所の大切さを再認識し、地域のコミュニケーションを進めます。</li> </ul>				
	事業者等	<p>（社会福祉協議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政と協働し、「草津市地域福祉計画」に基づく福祉のまちづくりを推進します。</li> </ul> <p>（企業・大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域福祉活動における協働に努めます。</li> </ul>				

## この分野の主要な事業

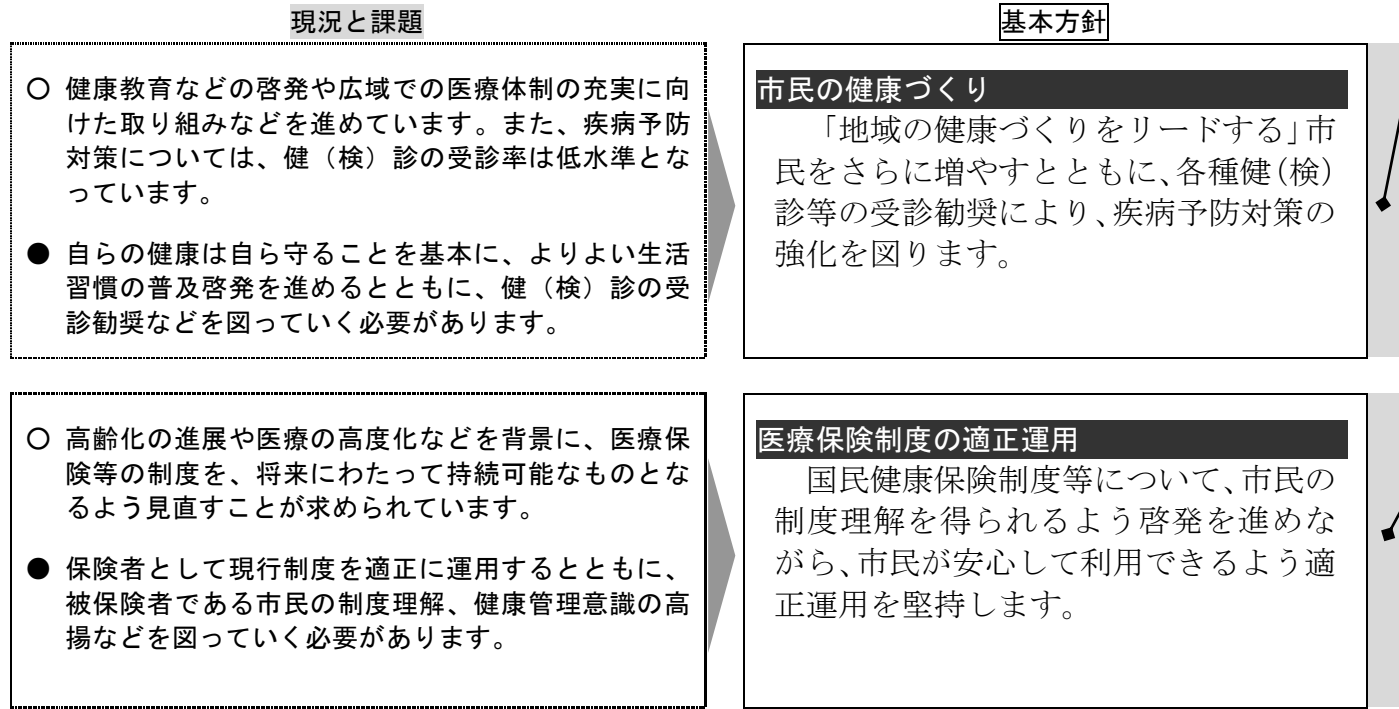
基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
「地域力」のあるまちづくり	① 地域福祉の担い手の育成	社会福祉協議会活動補助事業	社会福祉課
		民生委員児童委員協議会活動補助事業	社会福祉課
	② 地域福祉を支えるネットワークづくり	地域福祉計画推進事業	社会福祉課
		社会福祉関係団体補助事業	社会福祉課
		地域サロン推進事業	長寿福祉課

## この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
「地域力」のあるまちづくり	18	高齢者サロンの充実など高齢者福祉の充実
	45	福祉サービスなどコミュニティビジネス※の育成

※ コミュニティビジネス：地域住民やまちづくり協議会、NPO法人等が実施主体となり、各地域で顕在化している多種多様な課題をビジネスの手法を用いて自発的に解決する取り組み。

# 健康・保険





- この分野の計画
- ・ 健康くさつ21（平成17年度～平成24年度/健康増進課）
  - ・ 草津市食育推進計画（平成21年度～平成25年度/健康増進課）
  - ・ 第2期草津市特定健康診査等実施計画（平成25年度～平成29年度/保険年金課）

施策	概要
① 市民の健康づくり支援	・ 健康と生活習慣に関する啓発や健康相談の実施、食育、糖尿病対策、自殺対策の推進など、ライフステージに応じた市民の健康づくりを支援します。
② 疾病予防対策の強化	・ 各種健（検）診、予防接種について、情報提供・啓発・実施を行い、病気の予防と早期発見・対応に努めます。
③ 広域での地域医療体制の充実	・ 本市と湖南圏域の関係団体が連携・協力しながら、休日急病診療所の運営等、地域医療体制の充実を図ります。
① 国民健康保険制度の運用	・ 特定健康診査・特定保健指導※の実施などによって医療費の適正化を図るとともに、被保険者への啓発活動など、制度への理解促進の取り組みを強めます。
② 高齢期の医療制度の周知	・ 広報活動をいっそう徹底し、被保険者に対して制度の周知・理解と適切な利用促進を図るとともに、保険料の確実な徴収を図ります。
③ 福祉医療費の助成	・ 重度心身障害者、重度心身障害老人、ひとり親家庭などを対象に医療保険適用医療費の自己負担額の一部もしくは全部を助成します。

※特定健康診査・特定保健指導：平成20年4月から始まった40歳～74歳までの医療保険加入者を対象とし、メタボリックシンドローム（内蔵脂肪症候群）に着目した生活習慣病を予防するための健康診査と保健指導。

私たちの達成目標と行動の指針

		市民の健康づくり					医療保険制度の適正運用				
達成目標		 <p>生活習慣 食育 健診</p> <p>健康で自立した生活ができる期間を延ばす！</p>					 <p>医療保険制度が健全に運用されている！</p>				
	指標	65歳の平均自立期間※（年）					特定健康診査受診率（%）				
		H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
		19.43	19.50	19.57	19.64	19.71	34.2	40.0	45.0	50.0	55.0
		担当課		健康増進課			担当課		保険年金課		
行動の指針	行政	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康に関する啓発活動や環境整備を積極的に行います。</li> <li>地域医療体制の充実のため、関係機関と連携します。</li> </ul> <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学区・地区単位で活動している健康推進員を増やします。</li> </ul>					<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療費適正化の推進や加入者の健康管理意識の高揚を図るとともに、市民が制度に混乱しないよう、広報活動などきめ細かな対応に努めます。</li> <li>医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減します。</li> <li>特定健康診査とがん検診の同時実施の推進や、受診しやすい健康診査体制の整備により、受診率の向上を図ります。</li> </ul>				
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の健康は自分で守るという意識を持ち、行動します。</li> <li>健康に関する正しい知識、よりよい生活習慣を身につけます。</li> <li>“コンビニ感覚”で、外来診療時間外に救急医療機関を安易に利用することを控えます。</li> </ul> <p>（健康推進員等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康についての正しい知識を普及啓発し、行政と地域のパイプ役として協力を行います。</li> <li>地域で健康づくりや健康増進の取り組みをいっそう進めます。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険制度への理解を深めます。</li> </ul>				
	事業者等	<p>（医療関係者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自らが持つ知識や技術等を提供し、市民の健康づくりを支援します。</li> </ul>									

※平均自立期間：食事・更衣・移動・排泄・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動を、介護を必要とせず自立して行うことができる平均期間

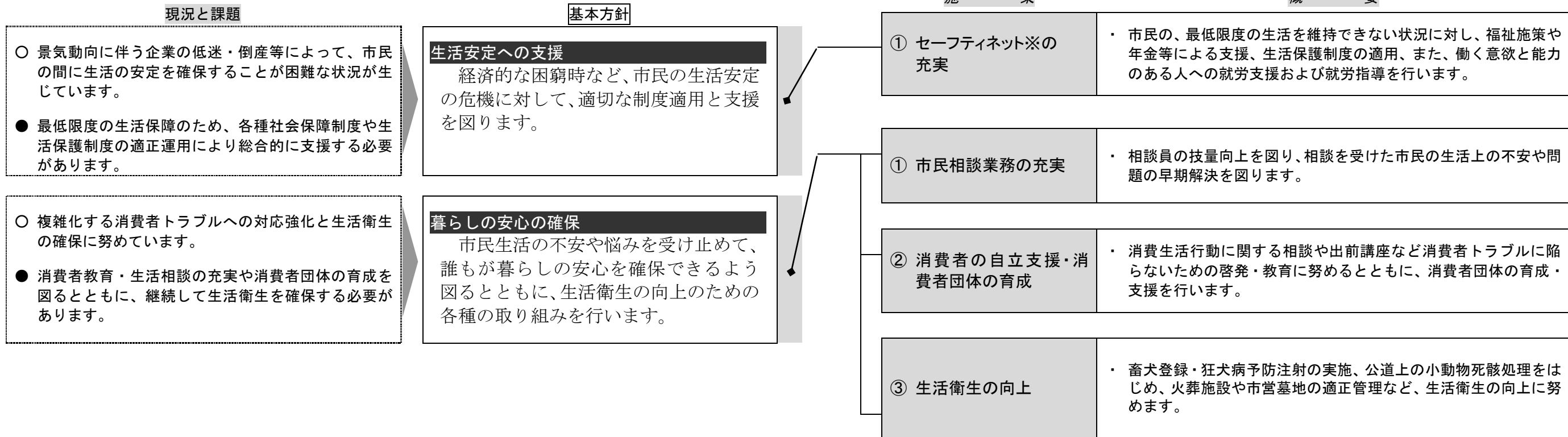
この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
市民の健康づくり	① 市民の健康づくり支援	健康づくり推進協議会運営事業	健康増進課
		健康教育事業	健康増進課
		健康相談事業	健康増進課
		食育推進事業	健康増進課
		自殺対策緊急強化事業	健康増進課
	② 疾病予防対策の強化	健康診査事業	健康増進課
		歯科保健指導事業	健康増進課
		予防接種事業	健康増進課
	③ 広域での地域医療体制の充実	湖南広域行政組合負担金	健康増進課
医療保険制度の適正運用	① 国民健康保険制度の運用	特定健康診査事業	保険年金課
		特定保健指導事業	保険年金課
		レセプト管理事業	保険年金課
	② 高齢期の医療制度の周知	国保税賦課事務	税務課
		後期高齢者医療保険料徴収事務	保険年金課
	③ 福祉医療費の助成	重度心身障害老人等福祉医療助成事業	保険年金課
	心身障害者福祉医療助成事業	保険年金課	

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
市民の健康づくり	15	小児医療体制の再構築

# 生活安心





※ セーフティネット：地域社会において、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守るための仕組み。

■この分野の計画

- ・ 第二次草津市就労支援計画（平成24年度～平成28年度／産業労政課）

## 私たちの達成目標と行動の指針

		生活安定への支援					暮らしの安心の確保					
達成目標	 <p>最低限の生活が保障されている！</p>	 <p>安心して消費生活ができる！</p>	自立を理由として生活保護を廃止したケースの比率 (%)					消費生活相談件数 (件)				
			H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
			1.6	5.0	5.0	5.0	5.0	456	900	900	900	900
			担当課		社会福祉課			担当課		生活安心課		
行動の指針	行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立生活の確立に向けた援助を行います。</li> <li>就職困難者に対する就労相談に応じます。</li> </ul>					<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活についての情報収集を行い、市民啓発に努めます。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者団体の活動を支援します。</li> </ul>					
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮時に、生活保護制度などを活用して、自立生活の確保に努めます。</li> </ul> <p>(民生委員児童委員等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域において、生活に困難を抱える人に対する積極的な相談・支援を行います。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活における課題の多様化や高度化に対応できるように、必要な知恵と知識を身につけます。</li> </ul>					
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の雇用創出に努めます。</li> </ul>					<p>(関係機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国県等の関係機関の連携を密にして、消費生活等に関する情報の共有を図ります。</li> </ul>					

## この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	名称
生活安定への支援	① セーフティネットの充実	生活保護費支給事務	社会福祉課
		就労支援相談員配置事業	産業労政課
		国民年金手続等事務	保険年金課
暮らしの安心の確保	① 市民相談業務の充実	市民相談室運営事業	生活安心課
		消費者教育推進事業	生活安心課
	② 消費者の自立支援・消費者団体の育成	消費生活相談啓発事業	生活安心課
		畜犬対策事業	生活安心課
		小動物死骸処理事業	ごみ減量推進課
		火葬場管理運営事業	生活安心課
③ 生活衛生の向上	市営墓地管理事業	生活安心課	

## この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
生活安定への支援	45	福祉サービスなどコミュニティビジネスの育成
	46	就職につながる資格取得の支援

# 防犯・防災

## 現況と課題

○ 地震や火事、風水害等の災害に対して、市民が互いに備える関係づくりを強化し、必要な仕組みを充実させてきています。

● 市民の防災意識のさらなる高揚と、自助・共助のもとでの防災・減災対策のいっそうの強化が求められます。

○ まちづくりの基本として市民生活の安心を守っていくため、地震や火事、風水害等の災害に対するまちの備えを強化充実させてきています。

● 市民生活の安心を守るため、消防署の建て替えなど常備・非常備の消防体制について刷新・強化を図ることが必要となっています。

○ 市民一人ひとりの防犯意識と、地域コミュニティの醸成による犯罪抑止力の向上を図ることで、犯罪のないまちづくりを進めてきています。

● 市民の防犯意識のいっそうの向上と地域防犯活動の展開、また、不安箇所の解消等によって犯罪を未然に防ぐまちづくりをさらに進める必要があります。

○ 排水能力が不足している河川が、市内に一定あることから、大雨時に河川・排水路の氾濫が危惧されます。

● 重点整備による効率的な整備が必要ですが、雨水排除に重要となる一級河川整備の進捗の遅れが、雨水整備計画の支障となっています。

## 基本方針

**自助・共助による防災対策の充実**  
市民の防災意識の高揚と自主防災体制の確立を図るとともに、住宅耐震化の促進や適切な避難行動の周知などを進めます。

**災害に強いまちづくり**  
中核的な防災拠点の整備など常備・非常備消防の体制や、危機管理の体制の充実を図って、災害に強いまちづくりを進めます。

**犯罪のないまちづくり**  
地域防犯活動の展開を充実させながら市民の防犯意識の高揚を図り、犯罪のないまちづくりを進めます。

**治水対策の推進**  
河川・排水路の適切な整備と管理による治水対策を行います。

## 施策

## 概要

① 自主防災体制の確立と市民意識の高揚

・ 自主防災組織の育成等を進め、防災訓練や地域協働での防災教育、災害時要援護者への個別支援体制づくり、また、住宅耐震化の支援などを進めます。

① 消防体制・基盤の充実

・ 消防・防災体制に係る人的資源の充実を図るとともに、中核的な防災拠点の整備などを進めるなど、迅速・確実な消防活動を確保し、また、業務の広域化による効率化に努めます。

② 地域防災体制・基盤の強化

・ 災害時に即応できる防災体制と情報伝達体制等を確立・強化するほか、計画的な備蓄確保や地域ごとの防災拠点の整備などに努めます。

① 自主防犯活動の展開

・ 学（地）区単位の防犯組織や防犯ボランティア団体などへの活動支援などを通じて市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、増加している自転車盗の削減を中心に犯罪抑止対策を充実させます。

② 防犯設備の維持・整備

・ 長寿命を考慮したLED防犯灯の設置、また、防犯設備の設置促進などにより、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めます。

① 河川・排水路の整備

・ 河川・排水路の適切な整備により、まちの雨水排水能力の向上と浸水の防除を図るとともに、一級河川の早期整備に向けた要望活動に取り組みます。

② 公共下水道雨水幹線の整備



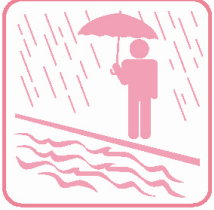
・ 大雨による家屋等の浸水被害の軽減・未然防止を図るため、雨水排水路を整備します。

## ■この分野の計画

- ・ 草津市地域防災計画 [震災対策編・風水害対策編・大規模事故対策編] (平成 23 年度～/危機管理課)
- ・ 草津市地域防災計画 [原子力災害対策編] (平成 24 年度～/危機管理課)
- ・ 草津市国民保護計画 (平成 24 年度～/危機管理課)
- ・ 草津市災害時要援護者避難支援プラン全体計画 (平成 22 年度～/危機管理課)
- ・ 草津市既存建築物耐震改修促進計画 (平成 20 年度～平成 27 年度/建築課)



私たちの達成目標と行動の指針

		自助・共助による防災対策の充実	災害に強いまちづくり	犯罪のないまちづくり	治水対策の推進	
達成目標		リュック 避難など  市民の防災意識が高い！	 消防・防災力が保たれている！	 犯罪認知件数が減る！	 治水対策が進んでいる！	
	指標	自主防災組織率 (%)	災害に強いまちであると 感じる人の割合 (%)	人口1万人当たりの犯罪認知件数 (件)	雨水排水路整備率 (進捗面積/計画面積) (%)	
		H. 24   H. 25   H. 26   H. 27   H. 28	H. 24   H. 25   H. 26   H. 27   H. 28	H. 24   H. 25   H. 26   H. 27   H. 28	H. 24   H. 25   H. 26   H. 27   H. 28	
	88.6   89.0   90.0   91.0   92.0	意識調査 実施予定	172.5   167   162   157   152	64.3   65.1   65.3   65.4   65.9		
	担当課	危機管理課	担当課	危機管理課	担当課	河川課
行動の指針	行政	(施策展開において) ○ 各家庭や自主防災組織での自助・共助の取り組みを支援します。	(施策展開において) ○ 消防・防災施設の整備を進め、防災体制の強化を図ります。 ○ 他都市や民間企業との防災協定により相互協力体制を構築します。	(施策展開において) ○ 防犯灯などの防犯設備の設置、維持管理を行います。 ○ 警察、関係機関との連携による防犯活動を展開します。 ○ 市民への防犯情報の提供等に努めます。 (協働の視点) ○ 市民の防犯意識向上のための啓発活動、研修会等を実施します。	(施策展開において) ○ 国および県の情報、ならびに市民等からの意見や要望を反映し、計画的に事業実施を図ります。	
	市民・地域	○ 災害用備蓄や住宅の耐震補強など家庭での防災対策を進めます ○ 自主防災組織を結成し、災害に強い地域づくりを進めます。	○ 消防団への入団や、協力を通じて地域防災力を高めます。	○ 一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という防犯意識を持ちます。 ○ 家庭や地域でルールやモラルを再確認し、規範意識を高めます。 ○ 町内会、学(地)区などで地域防犯活動の実施や参加・協力をするとともに、町内会で防犯灯など防犯設備の設置に取り組みます。	○ 地域ぐるみの河川愛護の活動(浅瀬・草刈り等)に自主的に取り組みます。	
	事業者等	○ 災害発生時のボランティア活動への協力などに努めます。 ○ 事業所での防災組織の設置などに努めます。	○ 防災協定等により災害発生時における市との協力体制(物的・人的・技術的支援)を構築します。 ○ 消防団活動への積極的な参加に努めます。	(事業者等) ○ 店舗等における青少年健全育成の取り組みや防犯用品の販売等を行います。 ○ 社会貢献として防犯活動に参加・協力します。	(国・県) ○ 一級河川の早期整備に努めます。	

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
自助・共助による防災対策の充実	① 自主防災体制の確立と市民意識の高揚	自主防災組織育成事業	危機管理課
		湖南広域行政組合負担金事務(消防費)	危機管理課
災害に強いまちづくり	① 消防体制・基盤の充実	消防施設整備事業	危機管理課
		消防団活動事業	危機管理課
		防災対策事業	危機管理課
	② 地域防災体制・基盤の強化	大雨警報警戒体制事業	河川課
		水防訓練事業	河川課
		防犯対策事業	危機管理課
犯罪のないまちづくり	① 自主防犯活動の展開	防犯灯設置費補助事業	危機管理課
		防犯灯維持管理事業	危機管理課
	② 防犯設備の維持・整備	防犯灯維持管理事業	危機管理課
治水対策の推進	① 河川・排水路の整備	河川改修事業	河川課
		河川維持補修事業	河川課
	② 公共下水道雨水幹線の整備	雨水幹線整備事業	河川課
		雨水幹線維持管理事業	河川課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
災害に強いまちづくり	52	地震対策の強化(上下水道、防災センターなど)
	53	放射線モニタリングの公表
	55	民間との連携による災害対策
	57	屋外スピーカーの増設などの強化
	58	災害対応職員の育成
	59	草津川跡地の災害時の活用推進
	54	ハザードマップの作成
	56	災害時要援護者への対応強化
犯罪のないまちづくり	61	犯罪発生件数の削減取り組み
治水対策の推進	30	草津川上流部の平地河川化の推進

# うるおい・景観

## 現況と課題

- 本市のまちの構造に「緑のみち」として位置づけられる草津川跡地は、広大な空間の多くが未利用の状況にあり、その活用のための検討を進めています。
- 草津川跡地について、市民ニーズの多様性を踏まえた、より有効な空間活用ができるよう計画し、事業化していく必要があります。

## 重点方針

## 基本方針

**草津川跡地の空間整備**  
草津川跡地を市民の憩いの場や活動の場などとして活用できるよう、多様な市民ニーズを踏まえた空間整備を図ります。

- 市域の広範囲で開発事業による宅地化が進んでいますが、市民がやすらぎと憩いを得られる場所が不足しています。
- 総合公園から街区公園まで、利用目的に応じた公園の整備が求められるとともに、まちなみに緑を増していくことが求められています。

**やすらぎ・憩いの環境づくり**  
公園・緑地の整備充実を図るとともに、まちなみ緑化や水辺空間の整備・活用を図って、まちに“うるおい”をつくります。

- 良好な景観は、各地域の歴史文化や風土、人々の営みなどの影響を受けながら、長い時間をかけて形作られてきた、かけがえのない市民共通の資産です。
- 市内各地の特性に応じた、良好な景観の保全と活用や、新たな景観の創出に取組み、次代を担う子どもたちに良好な景観を引き継いでいく必要があります。

**良好な景観の保全と創出**  
自然景観および歴史景観の保全と活用や、質の高い都市景観の創出に取り組むとともに、市民や事業者とともに、地域性豊かな景観まちづくりを推進します。

## 施策

## 概要

### ① 草津川跡地の整備

- ・ 草津川跡地について、質の高い「緑空間」といった市民の憩いの場、災害時避難の場などとしての活用を図るため、市民ニーズを踏まえながら整備を進めます。

### ① 公園・緑地の整備

- ・ 緑の基本計画に基づき、緑化重点地区と都市公園の整備を進めるとともに、子どもの居場所の適切な整備を行います。

### ② まちなみ緑化の推進

- ・ それぞれの住宅などの緑化や、ガーデニングによる市民参加の公共空間緑化を促進するとともに、緑化フェア等を通じたまちなみ緑化の普及啓発を行います。

### ③ 水辺空間の活用

- ・ 恵まれた水辺環境を、まちと市民生活のうるおい資源・親水空間として整備し生かします。


### ① 自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成

- ・ 琵琶湖や田園などの広がりのある自然や、宿場町の佇まいが残る旧街道の歴史的なまちなみなどの良好な景観を保全・活用するとともに、うるおい豊かで心地よさが感じられる市街地景観の形成を図り、良好な景観形成を推進します。

## ■この分野の計画

- ・ 第2次草津市緑の基本計画（平成22年度～平成32年度/公園緑地課）
- ・ 草津市景観形成基本計画（平成元年度～/景観課）
- ・ 草津市景観計画（平成24年度～/景観課）
- ・ 草津川跡地利用基本構想（平成23年度～/草津川跡地整備課）
- ・ 草津川跡地利用基本計画（平成24年度～/草津川跡地整備課）

私たちの達成目標と行動の指針

		草津川跡地の空間整備	やすらぎ・憩いの環境づくり	良好な景観の保全と創出
達成目標		 草津川跡地の活用のための空間整備が進んでいる！	 市民が利用できる公園・緑地が増える！	 誰もが快適で心地よいと感じる場所が増える！
	指標	整備進捗率 (整備/計画) (%)	公園・緑地面積 (ha)	市内および居住地周辺の景観に好感が持てると感じる市民の割合 (%)
		H. 24 H. 25 H. 26 H. 27 H. 28	H. 24 H. 25 H. 26 H. 27 H. 28	H. 24 H. 25 H. 26 H. 27 H. 28
	0 10 20 40 40	67.8 70.6 73.3 76.1 78.8	意識調査 実施予定	
	担当課	草津川跡地整備課	担当課	公園緑地課
行動の指針	行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民ニーズを踏まえた空間整備のあり方を検討します。</li> <li>○ 空間整備の方針の決定を受けて、諸事業を進めます。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民との協働により、草津川跡地を計画的に整備します。</li> </ul>	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公園・緑地の活用のあり方を再検討し、市民ニーズに応える公園・緑地の整備を推進します。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民との協働により、公園・緑地を計画的に整備します。</li> </ul>	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域特性に応じた景観づくりを進めます。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 景観形成重点地区などの制度活用を促進し、市民等の主体的な景観づくり活動を支援します。</li> </ul>
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者の立場で草津川跡地整備に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者の立場で公園整備に参加します。</li> <li>○ 公園の維持管理に対して積極的に役割を果たします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の景観づくりの主体となって、地域に応じた景観づくり活動に取り組みます。</li> </ul>
	事業者等	<p>(企業・大学等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 草津川跡地整備のあり方について研究、実践を行います。</li> </ul>	<p>(企業・大学等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公園整備、管理のあり方について研究、実践を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業活動等が地域の景観に影響を与えることを認識し、地域の景観づくりへの貢献に努めます。</li> </ul>

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
草津川跡地の空間整備	① 草津川跡地の整備	草津川跡地整備事業	草津川跡地整備課
		ロクハ公園整備事業	公園緑地課
やすらぎ・憩いの環境づくり	① 公園・緑地の整備	ロクハ公園運営事業	公園緑地課
		児童公園等維持管理事業	公園緑地課
		ガーデニング推進事業	公園緑地課
	② まちなみ緑化の推進	花街道推進事業	公園緑地課
		緑化推進事業	公園緑地課
		③ 水辺空間の活用	平湖・柳平湖公園整備事業
良好な景観の保全と創出	① 自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成	狼川河川公園整備事業	公園緑地課
		景観を生かしたまちづくり推進事業	景観課
		屋外広告物管理事務	景観課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
草津川跡地の空間整備	25	草津川跡地整備 (中心市街地部分)
	29	草津川跡地整備の具体化
	59	草津川跡地の災害時の活用推進
	63	花と緑の拠点 (草津川跡地等) 整備
やすらぎ・憩いの環境づくり	14	子どもの居場所 (児童公園等) づくり
	62	「ガーデンシティ草津」の推進
	63	花と緑の拠点 (草津川跡地等) 整備
	64	都市公園 (ロクハ公園等) の整備推進
	65	平湖・柳平湖、狼川河川公園の整備
良好な景観の保全と創出	26	景観まちづくりの推進
	33	ふるさと草津の心を育む景観づくり

# 環境

## 現況と課題

- 生態系に配慮した環境保全と環境負荷低減のため、事業所等への指導・啓発や環境汚染等の調査を継続して公害規制基準の順守と公害リスクの管理を行っています。
- 自然環境の保全と住環境充実のために環境に配慮した取り組みが求められている中、住工混在地域での騒音、振動、悪臭等、生活に身近な環境公害が増加しつつあります。

- 温暖化防止条例（「愛する地球のために約束する草津市条例」）の施行を受け、草津市地球冷やしたいプロジェクトに基づく諸施策を実施しています。
- 低炭素社会※の実現を目指し、市民・団体・事業者への周知・広報に努めるとともに、省エネルギー、新エネルギー利用の促進を図ります。

- イベント等を通じ、ごみの減量・資源化の推進や環境美化の推進を図るとともに、廃棄物の適正処理を行っています。
- 資源の有効活用について啓発等を積極的に行い、資源化をさらに推進していく必要があります。

※ 低炭素社会：二酸化炭素の最終的な排出が少ない産業・生活システムによる社会のこと。

### ■この分野の計画

- ・ 第2次草津市環境基本計画（平成23年度～平成32年度/環境課）
- ・ 草津市地球冷やしたいプロジェクト（平成25年度～平成28年度/環境課）
- ・ 草津市の自然と人との共生をすすめる施策の推進計画（平成21年度～/環境課）
- ・ 草津市生活排水対策推進計画（平成23年度～/環境課）
- ・ 草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成22年度～平成33年度/ごみ減量推進課）

## 基本方針

### 良好な環境の保全と創出

自然環境にふれあう機会の充実と、事業所等への適切な指導により環境汚染・公害への防止に努め、自然との共生を進めます。

### 低炭素社会への転換

様々な主体が参画するプラットフォーム（基盤組織）「草津市地球冷やしたい推進協議会」の活動、また、省エネルギーと新エネルギー利用の促進を図るなど、低炭素社会への転換に向けた取り組みを推進します。

### 資源循環型社会の構築

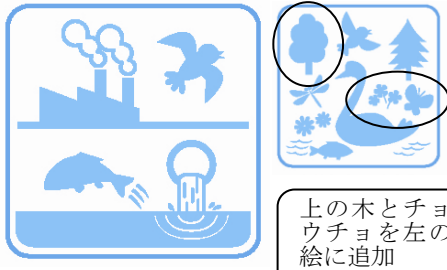
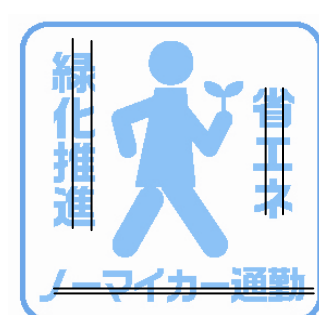
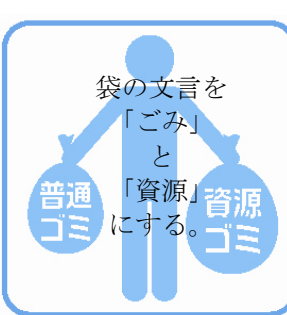
廃棄物の発生抑制・資源化の推進、適正処理など、資源循環型社会の構築に向けた取り組みを進めます。

## 施策

## 概要

施策	概要
① 自然環境の保全	・ 「草津市の自然と人との共生をすすめる施策の推進計画」に基づき、緑再生プロジェクト、生き物調査プロジェクトなどを市民・団体・事業所などとともに進めます。
② 環境学習の内容充実	・ 環境学習等に関わる様々な活動情報を提供・発信できる場づくりや、環境学習に取り組む人・団体などの活動支援を図ります。
③ 環境汚染、環境負荷対策の促進	・ 大気や琵琶湖・河川水質等に係る環境調査を継続的に実施するとともに環境負荷の低減のため事業所等の適切な指導に努めます。
① 様々な主体が参画するプラットフォームの構築	・ 様々な主体が参画する「草津市地球冷やしたい推進協議会」のネットワークを拡充させ、低炭素社会への転換に向けた取り組みを推進します。
② 省エネルギーと新エネルギー利用の推進	・ 省エネルギーに配慮した生活・事業活動を促進するとともに、新エネルギーの利用促進を図ります。
① 廃棄物の発生抑制・資源化の推進	・ ごみ収集方法を見直すなど、ごみの減量・資源化を推進します。
② 廃棄物の適正処理	・ 処理方法に適した分別方式や、ごみ量に応じた収集体制を整備するとともに、各種施設を計画的に整備し、ごみを適正に処理します。
③ 環境美化の推進	・ ごみの不法投棄防止のため、定期的なパトロールを実施するほか、市民・事業者・行政等が協力し、環境美化に努めます。

私たちの達成目標と行動の指針

		良好な環境の保全と創出	低炭素社会への転換	資源循環型社会の構築												
達成目標		 <p>上の木とチョウチョを左の絵に追加</p> <p>環境基準が常に達成されている！</p>	 <p>低炭素社会づくりに取り組む市民・事業者等の活動が活発である！</p>	 <p>分別の徹底により、資源化量が増える！</p>												
	指標	環境管理基準（BOD※）の達成状況（達成回数／測定回数）		草津市地球冷やしたい推進協議会の会員数（者）		ごみの資源化率（%）										
		H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
		16/18	24/24	24/24	24/24	24/24	64	66	68	70	72	19.8	22.7	22.8	23.0	23.2
	担当課	環境課			担当課	環境課				担当課	ごみ減量推進課					
行動の指針	行政	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内の自然環境の状況を把握し、自然環境保全のための取り組みを進めます。</li> <li>○ 環境リスク対策についての情報提供や事業所の監視を強化し、環境管理基準の達成状況の定期的な調査も継続します。</li> </ul> <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然環境を守る活動に関係する、市民、事業者、団体等の交流の機会をつくり環境保全への関心を高めます。</li> </ul>	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民、事業者等の自主的な取り組みを進めるための重点アクション等の仕組みづくりおよび啓発を行います。</li> </ul> <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な主体が参画するプラットフォームの充実を図ります。</li> </ul>	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関連施設や収集体制の計画的な整備を行い、廃棄物の適正処理体制を安定的に確保します。</li> <li>○ ごみの不法投棄対策のため、定期的なパトロールを行います。</li> </ul> <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ減量・リサイクル活動に積極的に取り組めるよう啓発活動や各種事業の充実を図ります。</li> <li>○ 散在性ごみ等の発生抑制や回収活動を市民とともに進めます。</li> </ul>												
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然環境保全に関わる活動に参加します。</li> <li>○ 生活型公害対策に自ら取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低炭素社会への転換を図るため、身近なことから取り組みを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみの減量・リサイクル活動に取り組むとともに、各種啓発事業にも積極的に参加します。</li> <li>○ ごみの出し方のルールを守り、分別の徹底に協力します。</li> <li>○ 不法投棄をはじめ、散在性ごみの発生抑制や回収活動を行い、地域の環境美化に取り組めます。</li> </ul>												
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生物多様性に配慮した敷地内緑化や地域と連携した社会貢献活動に取り組めます。</li> <li>○ 自ら率先して公害対策に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主的に省エネ対策、新エネ利用を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市の行うごみ減量化等の取り組みや地域の活動に積極的に協力します。</li> <li>○ 資源循環型社会を担う役割と社会的責任を認識し、ごみの減量・資源化を実践します。</li> </ul>												

※ BOD：生物化学的酸素要求量。水質指標のひとつ。水中の有機物等の量を、その酸化分解に微生物が必要とする酸素の量で表したものの。

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
良好な環境の 保全と創出	① 自然環境の保全	自然環境保護事業	環境課
		自然環境保全啓発推進事業	環境課
	② 環境学習の内容充実	環境学習推進事業	環境課
		③ 環境汚染、環境負荷対策 の促進	環境調査事業
	事業所等指導事業		環境課
	低炭素社会への 転換	① 様々な主体が参画する プラットフォームの構築	地域協議会運営事業
② 省エネルギーと新エネ ルギー利用の推進		エネルギー対策事業	環境課
資源循環型社会 の構築	① 廃棄物の発生抑制・資源 化の推進	資源回収促進補助事業	ごみ減量推進課
		ごみ問題を考える草津市民会 議活動補助事業	ごみ減量推進課
		資源ごみ収集運搬事業	ごみ減量推進課
	② 廃棄物の適正処理	ごみ収集運搬事業	ごみ減量推進課
		焼却ごみ処理事業	クリーンセンター
		廃棄物処理施設整備事業	廃棄物処理施設建設 準備室
	③ 環境美化の推進	不法投棄対策事業	ごみ減量推進課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
低炭素社会への転換	66	スマートエコシティの推進
	67	エネルギー・エコ助成
資源循環型社会の構築	68	クリーンセンター改築事業
	69	ごみの減量、リサイクルの推進

# 住宅・住生活

## 現況と課題

- “まちなか”では、計画的な市街地整備が進む一方で木造住宅の密集した地区もあり、防災面も含めて、複合的な課題が残された居住環境となっています。
- “まちなか”を暮らす人にとって、より魅力的な場所とするため、適切な都市基盤整備と商業機能等の生活機能の集積を進めていく必要があります。

- 昭和40年代から本格化した住宅開発は、大学の展開もあいまって、さらに大きく広がり、JR駅周辺など“まちなか”の市街地整備も進んでいます。
- 成熟の段階を迎えた既成市街地の良好な環境を守るとともに、ゆとりとうるおいある市街地整備・住宅開発を誘導していく必要があります。

## 重点方針

### 基本方針

#### “まちなか”の魅力向上

本市の“まちなか”が全国的に進む人口減少の中でも暮らしやすく、魅力的な場所としてあり続けるため、JR駅周辺の市街地整備をはじめ、総合的な視点から都市としての質的向上を進め、住む人が誇りを持てる都市環境づくりを進めます。

#### 住まいと住生活の魅力向上

住まいと住生活の安心や魅力を高めるため、良質な住宅資産・良好な市街地の形成を誘導します。

## 施策

## 概要

① 中心市街地の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活性化まちづくりを前提として、“うるおい”ある市街地の整備と低未利用地等の活用、公共公益機能、都市福利機能、商業機能等のよりいっそうの集積を進め、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。</li> </ul>
① 良質な住宅資産の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秩序ある住宅開発の誘導や、公営住宅の計画的な建替・改修、諸制度を活用した快適な住生活づくりなど、市民・民間事業者と連携のもとで市域の住宅資産の質の向上を図ります。</li> </ul>
② 市街地の整備と土地利用の適切な誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市機能の再構築と密集市街地の改善など市街地の整備を進めるとともに、土地の高度利用を含め、適切な土地利用の誘導を図ります。</li> </ul>

### ■この分野の計画

- ・ 草津市建築物安全安心実施計画（平成22年度～/建築課）
- ・ 草津市既存建築物耐震改修促進計画（平成20年度～平成27年度/建築課）
- ・ 草津市住宅マスタープラン（平成24年度～平成33年度/住宅課）
- ・ 草津市市営住宅長寿命化計画（平成24年度～平成33年度/住宅課）
- ・ 草津市都市計画マスタープラン（平成18年度～平成32年度/都市計画課）
- ・ 草津駅東地域市街地総合再生計画（平成10年度～/都市計画課）



私たちの達成目標と行動の指針

		“まちなか”の魅力向上					住まいと住生活の魅力向上				
達成目標		 <p>“まちなか”に人がつどい、 ゆっくり楽しんでいる！</p>					 <p>誰もが住みたい・住み続けたいと 感じる、魅力と安心がある！</p>				
	指標	“まちなか”に魅力があると感じる市民の割合 (%)					良好な居住環境が形成されていると感じる市民の割合 (%)				
		H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
	意識調査 実施予定					意識調査 実施予定					
	担当課	まちなか再生課				担当課	住宅課				
行動の指針	行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ “まちなか”の魅力を高めて市全体の「元気」をつくる視点を重視し、市街地の整備と土地利用の適切な誘導を図ります。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地元関係者も含めた中で、将来の“まちなか”のビジョンを共有します。</li> </ul>					<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ゆとりとうるおいがあり、環境に配慮したライフスタイルを実現できるよう、市街地整備・住宅開発を誘導・指導します。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民が安心して暮らせるように、住居等に関する情報の発信を進めます。</li> </ul>				
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ “まちなか”の魅力をつくる主役となって、考え、行動します。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の特性に応じた、ゆとりとうるおいのある良質な住宅・住環境をつくり、守り、育てます。</li> </ul>				
	事業者等	<p>(商店街等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者間の連携も強めながら、市民・地域と一体となった取り組みの展開を図ります。</li> </ul>					<p>(開発事業者・建設事業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市街地整備・住宅開発において、ゆとりとうるおいづくり、環境への配慮に努めます。</li> </ul>				

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
“まちなか”の魅力向上	① 中心市街地の基盤整備	中心市街地活性化推進事業	まちなか再生課
住まいと住生活の魅力向上	① 良質な住宅資産の形成	建築物等確認事務	建築課
		市営住宅運営事業	住宅課
	② 市街地の整備と土地利用の適切な誘導	開発審査事務	開発調整課
		土地取引届出勧告事務	都市計画課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
“まちなか”の魅力向上	24	草津駅周辺の西友跡地等の利活用
住まいと住生活の魅力向上	32	開発基準等の条例制定

# 上下水道

**現況と課題**

- 本市の水道は昭和 39 年から一部給水を開始し、人口急増に対応しながら拡張事業を着実に進め、概ね 100%の普及率となっています。
- 老朽化が進む初期に整備した水道管や浄水場など上水道施設の更新・耐震化を推進し、適切な維持管理を行うことが最大の課題となっています。

- 快適な暮らしを実現し、琵琶湖を取り巻く水環境を守るために、市民・事業者等がすべて下水道に接続し、適正に管理することが大切です。
- 未整備地域があとわずかとなった今、下水道施設の普及促進と老朽化した施設の更新・耐震化や機能強化などの適切な維持管理が求められます。

**基本方針**



**水の安定供給**  
 水の安定供給のため、上水道施設の整備更新・耐震化と適切な維持管理を行うとともに、健全な事業経営を行います。

**下水道の安定基盤づくり**  
 下水道の安定基盤づくりのため、下水道施設の整備更新・耐震化と適切な維持管理を行うとともに、健全な事業経営を行います。

施 策	概 要
① 上水道施設の整備更新・耐震化と維持管理	・ 配水管や導水管、浄水場など、上水道施設の計画的な整備更新と耐震化を進めるとともに、適切な維持管理を行います。
② 上水道事業の健全経営	・ 経営の効率化を図るとともに、適正な料金設定とし、健全な事業経営を行います。
① 下水道施設の整備更新・耐震化と維持管理	・ 下水道施設の計画的な整備更新と耐震化を進めるとともに、適切な維持管理を行います。
② 下水道事業の健全経営	・ 平成 26 年度より地方公営企業法を適用し、より経営の効率化を図るとともに、適正な料金設定とし、健全な事業経営を行います。

- この分野の計画
- ・ 草津市水道ビジョン（平成 23 年度～平成 33 年度/上下水道総務課）
  - ・ 草津市水道事業経営計画（平成 23 年度～平成 33 年度/上下水道総務課）
  - ・ 水道水質検査計画（上下水道総務課・浄水課）
  - ・ 草津市公共下水道事業第 7 期経営計画（前期）（平成 24 年度～平成 25 年度/上下水道総務課）
  - ・ 草津市管路整備更新計画（平成 24 年度～平成 33 年度/上水道課）
  - ・ 公共下水道長寿命化計画（平成 24 年度～/下水道課）
  - ・ 公共下水道総合地震対策計画（平成 24 年度～/下水道課）
  - ・ 草津市下水道事業地方公営企業法適用基本計画（平成 23 年度策定・平成 26 年度適用/上下水道総務課）

私たちの達成目標と行動の指針

		水の安定供給					下水道の安定基盤づくり				
達成目標	指標	 エコにも配慮したローコストで安心・安全な水を、いつでも利用できる！					 快適な生活環境を維持するため、下水道がいつでも利用できる！				
		水の安定供給に対して不満を感じている市民の割合 (%)					汚水の適正処理に対して不満を感じている市民の割合 (%)				
		H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
		意識調査実施予定					意識調査実施予定				
		担当課		上下水道総務課			担当課		下水道課		
行動の指針	行政	(施策展開において) ○ 上水道施設の整備や老朽施設の整備更新、耐震化を計画的に進めるとともに、適切な維持管理を行います。 ○ 水道事業の持続的な運営に向けて、効率的な経営に努め、経営基盤の強化を図ります。  (協働の視点) ○ 水源の保全やエコライフなどにつながる情報提供等に努めます。					(施策展開において) ○ 下水道施設の整備更新、耐震化を計画的に進めるとともに、適切な維持管理を行います。 ○ 下水道事業の持続的な運営に向けて効率的な経営に努め、経営基盤の強化を図ります。  (協働の視点) ○ 下水道の正しい使い方を啓発し、未接続の建物については、接続を促します。				
	市民・地域	○ 水源である琵琶湖の水質を守り、水を大切に生活に努めます。 ○ 給水装置を適切に管理します。					○ 下水処理に負荷をかけないように、油や固形物などを下水道に流さないようにします。 ○ 宅内の排水設備を定期的に清掃します。				
	事業者等	○ 水道施設の適切な管理を行うとともに、水源である琵琶湖の水質を守って事業を行います。					○ 工場などの排水設備を適正に維持管理します。 ○ 排水の水質を定められた範囲に保ちます。				

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
水の安定供給	① 上水道施設の整備更新・耐震化と維持管理	導水管整備更新事業	上水道課
		配水管更新事業	上水道課
		浄水場施設整備事業	浄水課
		上水道施設修繕事業	上水道課
		上水供給事業	浄水課
下水道の安定基盤づくり	② 上水道事業の健全経営	水道経営事務	上下水道総務課
		公共下水道整備事業	下水道課
	① 下水道施設の整備更新・耐震化と維持管理	公共下水道維持管理事業	下水道課
		農業集落排水施設維持管理事業	下水道課
② 下水道事業の健全経営	下水道経営事務	上下水道総務課	

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
水の安定供給	52	地震対策の強化（上下水道、防災センターなど）
下水道の安定基盤づくり		

# 道路・交通


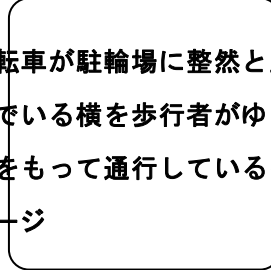
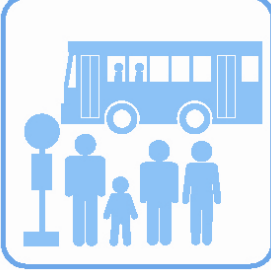

- 現況と課題**
- 主要幹線道路における交通量の増加と整備の遅れ等によって慢性的な交通渋滞が生じており、生活道路への交通流入量も増加傾向にあります。
  - 主要幹線道路および生活道路、また、歩道・自転車道等の、計画的・体系的な整備が求められています。
- 生活道路等における交通量の増加と老朽化に伴い、経年劣化が進んでいる施設が増加傾向にあります。
  - 主要幹線道路および生活道路、また、歩道・自転車道等の、安全で快適な道路空間の構築が求められています。
- 公共交通空白地等の解消、移動制約者の生活交通の確保などの課題に対し、「草津市総合交通戦略」で検討を進めます。
  - 市民・来訪者の移動利便性・生活利便性を高めるため、新たな交通ネットワークを推進していく必要があります。
- 公共公益的な建築物等に対してバリアフリー化を指導していますが、県の条例に強制力がないことから、整備が進まない状況にあります。
  - 今後とも、継続的かつ精力的にバリアフリー化の促進を図り、指導を行うとともに、市内移動の円滑化を進めていく必要があります。

- 基本方針**
- 快適な道路の整備**  
広域主要幹線道路から生活道路、歩道・自転車道まで、円滑な移動のための整備を計画的に進めます。
  - 安全・安心な道路空間の構築**  
道路交通環境の整備や適切な維持管理を図るなど、道路空間の安全性・快適性を高めます。
  - 公共交通体系の充実**  
公共交通空白地・不便地の解消を図るとともに、公共交通機関による市内移動の利便性向上を図ります。
  - バリアのないまちづくり**  
市内円滑移動のため、「バリアフリー基本構想」における重点整備地区内での特定事業の推進を図るとともに、サインやインフォメーションの充実に努めます。

施策	概要
① 広域主要幹線道路等の整備促進	・ 滋賀県が作成する「道路アクションプログラム」に位置づけられた路線や平野南笠線整備の早期着手を要望します。
② 幹線道路の整備	・ 市内の円滑移動に資する、都市計画道路（大江霊仙寺線）の整備に努めます。
③ 生活道路の整備	・ 市民生活に身近な、地域間および地域内の市道等の整備に努めます。
④ 歩道・自転車道等の整備	・ 歩行者や自転車利用者が安全かつ快適に移動できるよう、歩道や自転車道等の整備に努めます。
① 道路空間の整備	・ 「第9次草津市交通安全計画」を踏まえて、交通安全施設等の整備、歩車分離整備などを進めます。
② 道路空間の維持管理	・ 道路パトロール等により市道や駅前広場などの道路空間の適切な維持管理に努めます。
① 公共交通の充実	・ 公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりの実現をめざし、交通政策とまちづくりが一体となる交通ネットワークの推進を図ります。
② 公共交通機関の利便性の向上	・ JR 駅での乗り換えの円滑化や路線バス・コミュニティバスの交通環境の改善に努めます。
① まちのバリアフリー化の促進	・ 段差解消や手すり設置など公共空間等のバリアフリー化を促進するとともに、市内移動円滑化のため、低床車両の導入、わかりやすいサインやインフォメーションを充実させます。

- この分野の計画
- ・ 草津市バリアフリー基本構想（平成 22 年度～平成 26 年度/交通政策課）
  - ・ 草津市地域公共交通総合連携計画（平成 22 年度～平成 31 年度/交通政策課）
  - ・ 第9次草津市交通安全計画（平成 23 年度～平成 27 年度/交通政策課）

私たちの達成目標と行動の指針

		快適な道路の整備	安全・安心な道路空間の構築	公共交通体系の充実	バリアのないまちづくり
達成目標		 <p>スムーズに通行でき、草津らしさを感じる道路景観がある！</p>	 <p>自転車が駐輪場に整然と並んでいる横を歩行者がゆとりをもって通行しているイメージ</p> <p>安全・安心な道路空間がある！</p>	 <p>公共交通機関が便利で市内の移動がしやすい！</p>	 <p>車いすで“まちなか”を自由に移動できる！</p>
	指標	環状道路および主要な都市計画道路等の整備率（整備済延長／整備予定延長）（%）	道路空間の安全性に満足している市民の割合（%）	公共交通機関の利便性に満足している市民の割合（%）	まちに障壁（バリア）が少ないと思う市民の割合（%）
		H. 24   H. 25   H. 26   H. 27   H. 28	H. 24   H. 25   H. 26   H. 27   H. 28	H. 24   H. 25   H. 26   H. 27   H. 28	H. 24   H. 25   H. 26   H. 27   H. 28
		69.0   69.0   69.6   70.6   70.6	意識調査実施予定	意識調査実施予定	意識調査実施予定
	担当課   道路課	担当課   道路課	担当課   交通政策課	担当課   交通政策課	
行動の指針	行政	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境や景観に配慮した道路整備を推進します。</li> </ul> <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民の意見等を反映できる場を提供できるよう努めます。</li> </ul>	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全・安心に利用できる道路空間の構築を推進します。</li> </ul> <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民の意見等を反映できる場を提供できるよう努めます。</li> </ul>	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 持続可能な公共交通手段の将来像を描くため、「草津市総合交通戦略」を策定します。</li> </ul>	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「草津市バリアフリー基本構想」に基づいて重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化を推進します。</li> </ul>
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民や地域の意見や要望を集約し、「地域の道づくり」について提案します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路清掃や草刈、駐車駐輪モラルの向上など、道路を守り大切に使うための市民活動の展開を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共交通サービスを積極的に利用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切な場所への駐輪や不法駐車をしないなど、交通マナーを遵守します。</li> </ul>
	事業者等	<p>（企業・大学等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産官学連携により、人にやさしく、安全で快適な利便性の高い交通基盤整備等に向けた相互の研究を推進します。</li> </ul>	<p>（企業・大学等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産官学連携により、人にやさしく、安全で快適な利便性の高い道路空間の整備や維持管理等に向けた相互の研究を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「公共交通の活性化」を共通の目標とし、事業者間の連携の強化に努めます。</li> </ul>	<p>（建物所有者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物建設時等において条例を踏まえるとともに、既存建築物についても、条例に適合する改修等に努めます。</li> </ul>

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
快適な道路の整備	① 広域主要幹線道路等の整備促進	国・県道路整備対策事業	都市計画課
	② 幹線道路の整備	大江霊仙寺線整備事業	道路課
	③ 生活道路の整備	道路新設改良事業	道路課
	④ 歩道・自転車道等の整備	歩道整備事業	道路課
安全・安心な道路空間の構築	① 道路空間の整備	交通安全施設整備事業	道路課
	② 道路空間の維持管理	交通安全啓発事業	交通政策課
		放置自転車対策事業	交通政策課
		道路パトロール事業	道路課
		道路維持補修事業	道路課
公共交通体系の充実	① 公共交通の充実	公共交通対策事業	交通政策課
	② 公共交通機関の利便性の向上	草津駅西口・西口第2自転車駐車場運営事業	交通政策課
		草津駅前地下駐車場運営業務	交通政策課
		草津駅東自転車駐車場運営事業	交通政策課
		南草津駅駐輪・駐車場運営事業	交通政策課
バリアのないまちづくり	① まちのバリアフリー化の促進	バリアフリー基本構想推進事業	交通政策課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
快適な道路の整備	28	山手幹線の整備促進
	27	大江霊仙寺線の整備
	60	交通事故発生件数の削減取り組み
安全・安心な道路空間の構築	5	通学路の路側帯カラー舗装整備
	60	交通事故発生件数の削減取り組み
公共交通体系の充実	38	まめバスなどの交通網の整備
バリアのないまちづくり	31	駅周辺バリアフリー化の推進

# 農林水産

## 現況と課題

○ 食と農への消費者の関心が高まる一方で、農業者の高齢化等により、農村活力の低下と本市農業の担い手不足がますます深刻化してきています。

● 業として成り立つ農業経営の確立と活力ある農業人材の確保、また、食育と連携した地産地消の仕組みづくりが求められます。

○ 琵琶湖の水質汚濁や湖岸堤整備、侵略的外来魚の定着等を要因に漁獲量は年々減少し、水産業者も高齢化や後継者不足が著しく進んでいます。

● 漁場環境の保全・確保と栽培漁業への転換、また、観光漁業など経営の多角的展開を進めて、水産業基盤の確立と後継者確保を図る必要があります。

## 基本方針

### 農業の振興

持続的・安定的な農業経営の確立を図るとともに、市民生活にうるおいをもたらす「農」のあるまちづくりを進めます。

### 水産業等の振興

水産業等の経営の多角化・安定化を図るとともに、漁場環境の保全と漁業資源の安定確保に努めます。

## 施策

## 概要

① 持続的・安定的な農業経営の確立	・ 新しい技術や生産方式の導入を進めつつ、生産・流通の改善を図り、安定した農業経営の確立を図ります。
② 農地の保全と農業的土地利用の増進	・ 未整備地域の農地の整備と保全、農業的土地利用の集積化など優良農地の確保と併せ、効率的な営農環境の整備のため草津用水二期事業等を促進します。
③ 市民ニーズに応える地産地消の推進	・ 食育と連携した地産地消の流通システムを構築し、農業の多面的機能への市民理解や地元農産物への信頼向上など、生産者と消費者の結びつきを強めます。
④ 「農」のあるまちづくり	・ 環境に配慮した市民生活にうるおいをもたらす農業・農村環境の保全を図るとともに、市民が「農」とふれあう機会の場を創出します。
⑤ 農業振興のためのネットワーク強化	・ 総合的な農業振興のため、JA や県、教育機関、流通関連事業者、研究機関等との連携・ネットワークを強化し、ブランド推進を図ります。
① 水産業等の経営の安定化	・ 高付加価値の加工製品の拡大などにより、水産業等の経営の多角化・安定化を促進するとともに、地元水産物等の消費拡大を図ります。
② 漁場環境の保全と漁業資源の確保	・ 天然の産卵繁殖場など漁場環境の保全に努めるとともに、漁業資源の安定を確保するため“獲る漁業”から“つくり育てる漁業”への転換を進めます。

### ■この分野の計画

- ・ 草津市農業振興地域整備計画（農林水産課）
- ・ 草津市農業振興計画（平成 21 年度～平成 30 年度/農林水産課）

私たちの達成目標と行動の指針

	農業の振興	水産業等の振興								
達成目標	 <p>地産地消</p> <p>地元農産物を求める市民が増える！</p>	 <p>琵琶湖固有の魚が増え、その魚を買う人が増える！</p>								
指標	地元の農産物を購入するよう心掛けている市民の割合 (%)					地元の水産物を購入するよう心掛けている市民の割合 (%)				
	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
	意識調査実施予定					意識調査実施予定				
	担当課		農林水産課			担当課		農林水産課		
行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 持続的・安定的な農業経営が確立できるよう、指導・助言を行います。</li> <li>○ 草津産農産物についての積極的な情報発信を行います。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民にわかりやすい、地産地消の生産・流通システムの構築を図ります。</li> </ul>					<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 付加価値の高い新たな加工品開発のための助言を行います。</li> <li>○ 草津の漁業についての積極的な情報発信を行います。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ “獲る漁業”から“つくり育てる漁業”への転換のための技術指導等を行います。</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 草津で生産された農産物を、積極的に購入します。</li> <li>○ 農業・農地が、地域の環境保全など、多面的な機能を有していることへの理解を深めます。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 草津で生産された水産物を、積極的に購入します。</li> </ul>				
事業者等	<p>(農業従事者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農産物の多品種・多品目の安定供給を図ります。</li> <li>○ 地産地消の流通システムをつくりまします。</li> <li>○ 草津産農産物についての積極的な情報発信を行います。</li> </ul>					<p>(漁業従事者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安定した漁獲・生産量の確保を図ります。</li> </ul>				

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
農業の振興	① 持続的・安定的な農業経営の確立	水田営農推進事業	農林水産課
		草津ブランド力強化事業	農林水産課
	② 農地の保全と農業的土地利用の増進	農業振興地域整備計画策定事業	農林水産課
		土地改良区事業費補助金事務（草津用水・北山田畑地）	農林水産課
		土地改良事業地元補助金事務	農林水産課
	③ 市民ニーズに応える地産地消の推進	有害鳥獣捕獲事業	農林水産課
		農業体験食育推進事業	農林水産課
	④ 「農」のあるまちづくり	地産地消推進事業	農林水産課
		農地・水・環境保全向上対策事業	農林水産課
	⑤ 農業振興のためのネットワークの強化	「道の駅草津」管理運営事業	農林水産課
農業振興協議会負担金事務		農林水産課	
農業委員会運営事業		農業委員会	
水産業等の振興	① 水産業等の経営の安定化	水産振興協議会活動補助事業	農林水産課
		畜産振興対策事業	農林水産課
	② 漁場環境の保全と漁業資源の確保	漁港管理事業	農林水産課
		水産業振興対策事業	農林水産課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
農業の振興	43	「草津ブランド」の育成・PR
	44	学校給食に地産地消の推進



# 商工観光

## 現況と課題

- 大型商業施設の集積が進み、中心市街地では、商店街などの商業機能の低下が懸念されています。
- 地域資源の活用や新たな都市魅力の構築等、中心市街地の活性化を進める必要があります。

- 恵まれた交通の利便性のもとで企業立地が進んでいることに加え、ベンチャー企業育成施設や技術力の高い中小企業等が集積しています。
- まとまった用地の確保と併せた企業立地優位性の対外発信や、積極的な企業支援、中小企業等の技術力のPRと販路の開拓・拡大が求められます。

- 本市を含む琵琶湖南部地域は、非常に消費購買力が高く、大型商業施設の集積地となっています。
- 地域ごとの商業振興を進め、既存商店街と大型商業施設の共存を図り、地域経済発展につなげる必要があります。

- 本市の観光入込客数は、近年横ばいの傾向にあり、その多くは日帰り観光となっています。
- 来訪者の観光ニーズに敏感に応えられるよう、広域的な連携も図りながら、限られた観光資源を最大限に生かした事業を展開することが求められます。

- 社会・経済情勢の厳しさが継続するなか、勤労者を取り巻く環境もますます厳しさを増しています。
- 豊かでゆとりある暮らしと活力ある地域社会の基礎として、誰もが安心して働くことができる環境を守っていくことが、ますます求められています。

### ■この分野の計画

- ・ 草津市工業振興計画（平成21年度～平成30年度/産業労政課）
- ・ 企業立地促進法に基づく大津・草津地域の基本計画（平成20年度～平成25年度/産業労政課）
- ・ 草津市商業活性化ビジョン（平成10年度～/商業観光課）
- ・ 草津市シティセールス戦略プラン（平成25年度～平成28年度/企画調整課）
- ・ 草津市勤労者福祉基本方針（平成23年度～/産業労政課）

## 重点方針

### 基本方針

### 中心市街地の魅力向上

「草津市中心市街地活性化基本計画」の推進によって中心市街地の魅力をさらに高めます。

### 工業の振興

「草津市工業振興計画」の推進により、異分野融合を進めるとともに、恵まれた立地環境を生かし、企業の集積を図ります。

### 商業の振興

小地域ごとの市民生活を支える商業基盤の確保を図ります。

### 観光の振興

観光資源の活用と草津ブランドの育成を進めるとともに、本市の魅力を市内外に発信することによって、観光振興を図ります。

### 勤労者福祉の増進

行政・企業・勤労者がそれぞれの役割を担って、ともに良い労働環境づくりと勤労者福祉の増進を図ります。

## 施策

## 概要




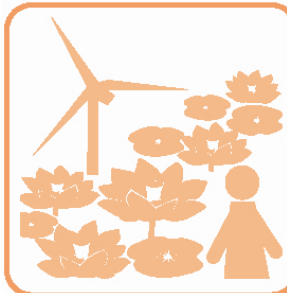
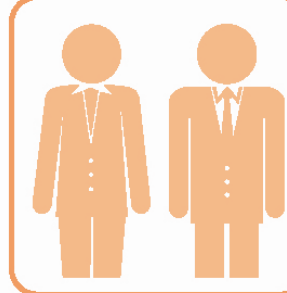
① 中心市街地のにぎわいの創出	・ 中心市街地の人口集積と高い利便性、魅力ある資源を生かして、地域力の高まりを導く事業に適切な支援を行うとともに、事業展開へも積極的に関与していきます。
① 研究開発人材の連携と協働の基盤づくり	・ 人材交流の基盤、研究開発人材の定着しやすい環境、経営者や若手現場技術者の育つ環境づくりを進めるとともに、ものづくり教育の推進を図ります。
② 付加価値の高い商品を製造する企業（機能）の誘致と集積促進	・ 草津市工業振興計画に位置づけた「マザーファクトリー※」の立地促進を図り、付加価値の高い商品を製造する企業の集積を図ります。
③ 新産業の創出	・ ビジネス・インキュベーション※施設や技術力の高い中小企業等の集積を生かし、支援機関等と連携しながら、新たな産業の創出を促進します。
④ 中小企業の技術向上と経営革新の支援	・ 優れた技術等を有する企業の対外発信強化と販路開拓・拡大の支援を行うとともに、首都圏等で開催される展示会出展の支援や、企業訪問活動などを通じてビジネスマッチング※を図ります。
① 小地域ごとの商業基盤の確保	・ 事業者の活動基盤である事業体との連携を強固なものとし、地域活性化に様々な寄与する事業の実施に協働で取り組みます。
① 観光資源の活用と草津ブランドの育成	・ 広域連携型事業や地場産業と連携した体験型観光事業等の展開や草津ブランドの育成を図ります。
② 出会いとふれあいの魅力の発信	・ 観光ボランティアガイドや地域の観光資源・イベントなどを活用し、出会いとふれあいに満ちた本市の魅力を発信します。
① 勤労者への支援	・ 「草津市勤労者福祉基本方針」に基づいて、勤労者の福祉の増進に向けた支援を図ります。

※ マザーファクトリー：新技術や新製品を生み出す研究所や、研究開発機能を併設した事業所。

※ ビジネス・インキュベーション：アイデアや技術を持った個人・グループに対し、事業化初期段階に必要な資金・事業場・人材・コンサルティングなど、様々な資源を総合的に提供していく取り組み。

※ ビジネスマッチング：ビジネスパートナーとしての関係づくりを支援する取り組み。

私たちの達成目標と行動の指針

		中心市街地の魅力向上	工業の振興	商業の振興	観光の振興	勤労者福祉の増進
達成目標		 魅力ある中心市街地に人が集まる！	 元気な企業がたくさん集まる！	 市内の商業者が活発に活動する！	 草津を楽しむ観光客が増える！	 安心して働き暮らせる！
	指標	中心市街地に魅力があると感じる市民の割合 (%)	創業・第二創業などの企業の立地件数 (企業 [累計])	買い物する環境が整っていると思う市民の割合 (%)	観光の振興に満足している市民の割合 (%)	働きやすい労働環境であると感じる市民の割合 (%)
		H. 24 H. 25 H. 26 H. 27 H. 28	H. 24 H. 25 H. 26 H. 27 H. 28	H. 24 H. 25 H. 26 H. 27 H. 28	H. 24 H. 25 H. 26 H. 27 H. 28	H. 24 H. 25 H. 26 H. 27 H. 28
	意識調査実施予定	20 23 26 29 32	意識調査実施予定	意識調査実施予定	意識調査実施予定	
	担当課	商業観光課	担当課 産業労政課	担当課 商業観光課	担当課 商業観光課	担当課 産業労政課
行動の指針	行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域のまちづくり活動と中心市街地のにぎわいづくりの相乗効果を生み出します。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空き店舗等について、立地条件を踏まえた有効活用を進める仕組みをつくりまします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業立地優位性の対外発信を強化します。</li> <li>○ まとまりのある工業用地の確保を進め、企業の立地を促進します。</li> <li>○ 企業訪問等によるニーズの把握を行うとともに、積極的な支援を行います。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インキュベーション施設等を活用した起業支援を行います。</li> </ul>	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商業者等による、次代を担う人材の育成や、独自の意欲的な取り組みなどを支援します。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域活性化に寄与する事業、イベント等の活動を支援します。</li> </ul>	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 着地型観光の推進など、新たな観光イメージを確立します。</li> <li>○ 琵琶湖や街道筋の歴史的町並みなど、既存の観光資源を最大限に生かします。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民へ地域魅力をPRするとともに、魅力資源を結ぶルートづくりを進めます。</li> </ul>	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勤労者福祉団体の事業支援を行います。</li> </ul>
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中心市街地で買物や余暇活動を楽しみます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 働く場が増えることで、市内で安心して暮らします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身近な商店街や商業地で買物や余暇活動を楽しみます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域資源のよさや文化についての理解を深めて、草津を再発見します。</li> <li>○ 様々な媒体を使って、草津の魅力を広めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福利厚生が充実されることで、市内で安心して暮らします。</li> </ul>
	事業者等	<p>(まちづくり会社等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域マネジメントを進め、魅力店舗誘致など、中心市街地活性化に向けた事業に取り組みまします。</li> <li>○ 中心市街地のイベント情報等を集約し、情報発信を行います。</li> </ul>	<p>(学生・起業家等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インキュベーション施設を活用して起業にチャレンジします。</li> </ul> <p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空き店舗や空きテナントなどの既存施設も積極的に活用し、市内事業者と連携して事業を展開します。</li> <li>○ 産学連携や企業間連携による新産業の創出や新たな取り組みを展開します。</li> </ul>	<p>(商工会議所等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連携を強めて、関係者間での経営意識向上を図り、独自性を持たせた地域づくりを進めます。</li> </ul> <p>(商業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者のニーズに応じた商品開発やサービスを提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 琵琶湖や街道筋の歴史的町並みなど、既存の観光資源を最大限に生かします。</li> <li>○ 草津に来ないと手に入らない、ブランド商品やサービスをつくりまします。</li> <li>○ 農業・漁業などと連携した、様々な体験型観光の展開を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福利厚生の充実を図ります。</li> </ul>

この分野の主要な事業

この分野に関連するロードマップ事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
中心市街地の魅力向上	① 中心市街地のにぎわいの創出	中心市街地活性化推進事業	商業観光課
工業の振興	① 研究開発人材の連携と協働の基盤づくり	産業支援コーディネーター配置事業	産業労政課
	② 付加価値の高い商品を製造する企業（機能）の誘致と集積促進	工業振興事業	産業労政課
	③ 新産業の創出	起業家育成補助事業	産業労政課
	④ 中小企業の技術向上と経営革新の支援	大津・草津地域産業活性化協議会事業	産業労政課
商業の振興	① 小地域ごとの商業基盤の確保	商工団体等活動費補助事業	商業観光課
		小規模企業者小口簡易資金貸付事業	商業観光課
観光の振興	① 観光資源の活用と草津ブランドの育成	観光物産協会活動費補助事業（観光振興）	商業観光課
		みずの森管理運営事業	水生植物公園みずの森
	② 出会いとふれあいの魅力の発信	観光宣伝事業	商業観光課
		宿場まつり開催費補助事業	商業観光課
勤労者福祉の増進	① 勤労者への支援	勤労者福祉団体育成事業	産業労政課
		勤労者福祉施設運営審議会事業（市民交流プラザ）	産業労政課

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
工業の振興	41	企業立地助成金制度の充実
	42	新・省エネルギー型設備投資の助成推進
観光の振興	43	「草津ブランド」の育成・PR

# コミュニティ・市民自治

## 現況と課題

- 各種のまちづくり支援拠点における市民活動や、まちづくり協議会の取り組みなど、様々なまちづくり活動が展開されています。
- 各支援施設・機能の整備活用の経緯や状況を踏まえながら、市民主体のまちづくり活動の支援体制を推進していく必要があります。

- 町内会、自治会など基礎的コミュニティによって、それぞれの地域で特色ある活動が展開されています。
- コミュニティ意識の高揚を図りながら、地域が一体となった取り組みを展開できる仕組みづくりが求められます。

- テーマによるまちづくりや地域づくりに取り組むNPO・ボランティア・各種団体の育成と支援を行っています。
- 市民公益活動団体間の交流・情報交換を活発にし、各地域のまちづくりの取り組みとの連携を促していくことが求められます。

## 重点方針

### 基本方針

#### 市民自治の確立

市民自治を展開し、協働のまちづくりをすすめるため、まちづくり協議会の充実や諸活動を担う人材の育成や、拠点施設の積極的な活用を図ります。

## 重点方針

#### 基礎的コミュニティの活性化

顔の見える身近な基礎的コミュニティを中心に、地域と一体となった取り組みができる住民主体の地域社会の形成を図ります。

## 重点方針

#### 市民公益活動の促進

市民公益活動団体間の交流・情報交換、また、(公財)草津市コミュニティ事業団活動等の活性化を図るとともに、各地域のまちづくり活動との連携を促進します。

## 施策

## 概要

① 市民自治の確立のための環境整備	・ まちづくり協議会や草津市立まちづくりセンター等の充実を図り、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、大学、企業等の多様な主体の連携と協働によるまちづくりを促進します。
① 基礎的コミュニティ活動の支援	・ 良好な地域社会の形成、住民福祉の増進、住民主体のまちづくりのさらなる推進を図るため、町内会や自治会など住民自治組織の活動を支援します。
① 市民公益活動の支援	・ (公財)草津市コミュニティ事業団と連携を図りながら、各種団体の活動を支援する補助金制度の拡充や、まちづくり講座、交流イベントの積極展開などに努めます。

### ■この分野の計画

- ・ 草津市協働のまちづくり指針（平成20年度～/まちづくり協働課）
- ・ 草津市協働のまちづくり行動計画（平成23年度～/まちづくり協働課）
- ・ 草津市市民協働推進計画（平成24年度～/まちづくり協働課）

私たちの達成目標と行動の指針

		市民自治の確立	基礎的コミュニティの活性化	市民公益活動の促進
達成目標		 <p>市民主役のまちづくりが進んでいる！</p>	 <p>基礎的コミュニティ活動への“参加の窓口”がさまざまに用意されている！</p>	 <p>市民公益活動団体が幅広い分野で活動している！</p>
	指標	市民主役のまちづくりが進んでいると思う市民の割合 (%)	町内会の活動に参加している市民の割合 (%)	市民活動等の団体数 (団体)
		H. 24   H. 25   H. 26   H. 27   H. 28	H. 24   H. 25   H. 26   H. 27   H. 28	H. 24   H. 25   H. 26   H. 27   H. 28
		意識調査実施予定	意識調査実施予定	236   240   245   250   255
	担当課	まちづくり協働課	担当課	まちづくり協働課
行動の指針	行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民が積極的に市政に関心を持って参画できるよう、市民の自治意識の高揚に努めます。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民主役のまちづくりが円滑に進むよう、市民と行政の情報交換や市民公益活動への支援等を行います。</li> <li>○ まちづくりセンターや市民センター等のまちづくり活動の拠点の整備を進め、支援体制の強化を図ります。</li> </ul>	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町内会の活動などを支援します。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基礎的コミュニティの活性化を図るため、町内会等の設立や、加入促進を推進します。</li> </ul>	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (公財)草津市コミュニティ事業団等の中間支援組織と連携し、市民公益活動を促進します。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 柔軟な対応により、市民と団体とを繋ぐ役割を担っていきます。</li> </ul>
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ まちづくり協議会の積極的な活動展開を図ります。</li> <li>○ 必要な支援等について行政に伝え、みずからの活動を活発に行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人ひとりが地域の基礎的なコミュニティを構成する一員であるという認識を持ち、町内会活動等に積極的に参画します。</li> <li>○ 地域の人材を生かし、参加しやすい町内会活動の展開を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ NPO やボランティア等と町内会などの地縁組織との交流を図り、共に協力しあえる体制づくりを進めます。</li> </ul>
	事業者等	<p>(大学・企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の一員として地域まちづくり活動への貢献に努めます。</li> </ul>	<p>(大学・企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の一員として地域まちづくり活動への貢献に努めます。</li> </ul>	<p>(大学・企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティア活動やイベント等、市民公益活動の様々な場面で連携を進めます。</li> <li>○ 市民公益活動や地域活動に対してのアドバイスなど、地域の一員として社会貢献に努めます。</li> </ul>

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
市民自治の確立	① 市民自治の確立のための環境整備	まちづくり協議会推進事業	まちづくり協働課
		まちづくりセンター管理運営事業	まちづくり協働課
基礎的コミュニティの活性化	① 基礎的コミュニティ活動の支援	コミュニティハウス整備補助事業	まちづくり協働課
市民公益活動の促進	① 市民公益活動の支援	市民まちづくり提案事業推進事業	まちづくり協働課
		(公財)草津市コミュニティ事業団運営費補助事業	まちづくり協働課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
市民自治の確立	47	まちづくり協議会の推進
	48	協働のまちづくり条例の制定
	49	市民参加条例など条例制定
市民公益活動の促進	45	福祉サービスなどコミュニティビジネスの育成
	50	市民提案制度の充実

# 情報・交流

**現況と課題**

- 市民によるまちづくり活動が様々に高まりを見せ、各活動がネットワークして、互いの情報を有効に活用していく段階へと進んできています。
- 地域情報や行政情報を活用できる工夫をさらに進めて、市民によるまちづくり活動が活発に展開されるよう図っていくことが求められます。

- 立命館大学との連携・協力をさらに推進する気運の高まりがあり、また、市民の交流活動も文化や地域の垣根を越えた広がりを見せています。
- 立命館大学・近隣自治体等との連携や市民交流と多文化交流の促進を図る中で、効率的で効果的なまちづくりを進めていく必要があります。

**基本方針**

**まちづくり情報の提供の充実**  
 まちづくりについて市民による活発な情報交流が展開されるよう、多岐にわたる情報の整理と活用の工夫、また、行政情報の適切な提供に努めます。

**多様な交流活動の展開**  
 立命館大学や近隣自治体などとの連携・交流活動の多様な展開を進めるとともに、幅広い市民交流の展開を促します。

施策	概要
① まちづくり情報基盤の整備	・ 市内の地域づくりの取り組みに係る情報の受発信の基盤を整備し、市民による活発な情報コミュニケーションが展開されるよう努めます。
② 行政情報の適切な提供	・ 行政情報の適切な提供を進めるとともに、市内の地域づくりの取り組みに係る情報の受発信を促進し、市民による活発な情報交流が展開されるよう図ります。
① 大学などを生かしたまちづくりの展開	・ 大学等と行政による共同研究や、大学等と地域の連携を充実させて、大学の持つ人材・施設・設備等を生かしたまちづくりを進めると同時に、大学教育の展開に寄与します。
② 近隣自治体との連携の強化	・ 行政区域を越えた共通の課題や、本市単独での対策が困難な課題に、関係する自治体間で協力して取り組むことができるよう、都市間の連携を強めます。
③ 多文化交流の促進	・ 姉妹都市との交流や、国際理解講座、国際交流イベントの開催等、市民に国際交流の機会を提供し、多文化共生に対する意識の向上を図ります。

■この分野の計画

- ・ 草津市教育振興基本計画（平成 22 年度～平成 31 年度/教育総務課）

私たちの達成目標と行動の指針

		まちづくり情報の提供の充実					多様な交流活動の展開				
達成目標	<p>地域のもちづくり情報が簡単に手に入る！</p> <p>新しい出会いとふれあいがある！</p>	地域のもちづくり情報が簡単に手に入ると思う市民の割合 (%)					学生への地域活動依頼件数 (市内分) (件)				
		H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
		意識調査実施予定					142	150	160	170	180
		担当課	まちづくり協働課				担当課	企画調整課			
行動の指針	行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ まちづくりに関する行政情報の提供に努めます。</li> <li>○ 様々な媒体を用いた情報提供に努めます。</li> </ul>					<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学等を生かして、市民・事業者・大学等・行政の協働のまちづくりを進めます。</li> <li>○ 近隣自治体との連携によるまちづくりをリードします。</li> <li>○ 姉妹都市等との交流や草津市国際交流協会の活動を支援します。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学と地域の連携の仕組みを充実させます。</li> <li>○ 市民の自主的な交流活動を促します。</li> <li>○ 市民の国際理解を進めます。</li> </ul>				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主的な情報発信に努めます。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学による、生涯学習講座等を楽しみ、大学の研究に積極的に協力します。</li> <li>○ お互いを尊重し、あらゆる人が住みよい多文化共生の地域づくりを進めます。</li> </ul>				
		<p>(中間支援組織等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民団体や学生との協働により情報発信を充実させます。</li> </ul>					<p>(大学等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民・行政などとの連携を視野に入れた事業の展開を図ります。</li> <li>○ 地域との交流を通じて、社会の動向やニーズに対応した教育・研究を行います。</li> </ul>				
	市民・地域										
	事業者等										

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
まちづくり情報の提供の充実	① まちづくり情報基盤の整備	地域まちづくり情報事業	まちづくり協働課
	② 行政情報の適切な提供	広報くさつ発行事業	広報課
		インターネット広報事業	広報課
多様な交流活動の展開	① 大学などを生かしたまちづくりの展開	共同研究推進事業	草津未来研究所
	② 近隣自治体との連携の強化	広域行政推進事業	企画調整課
	③ 多文化交流の促進	国際交流推進事業	まちづくり協働課

この分野に関連するロードマップ事業

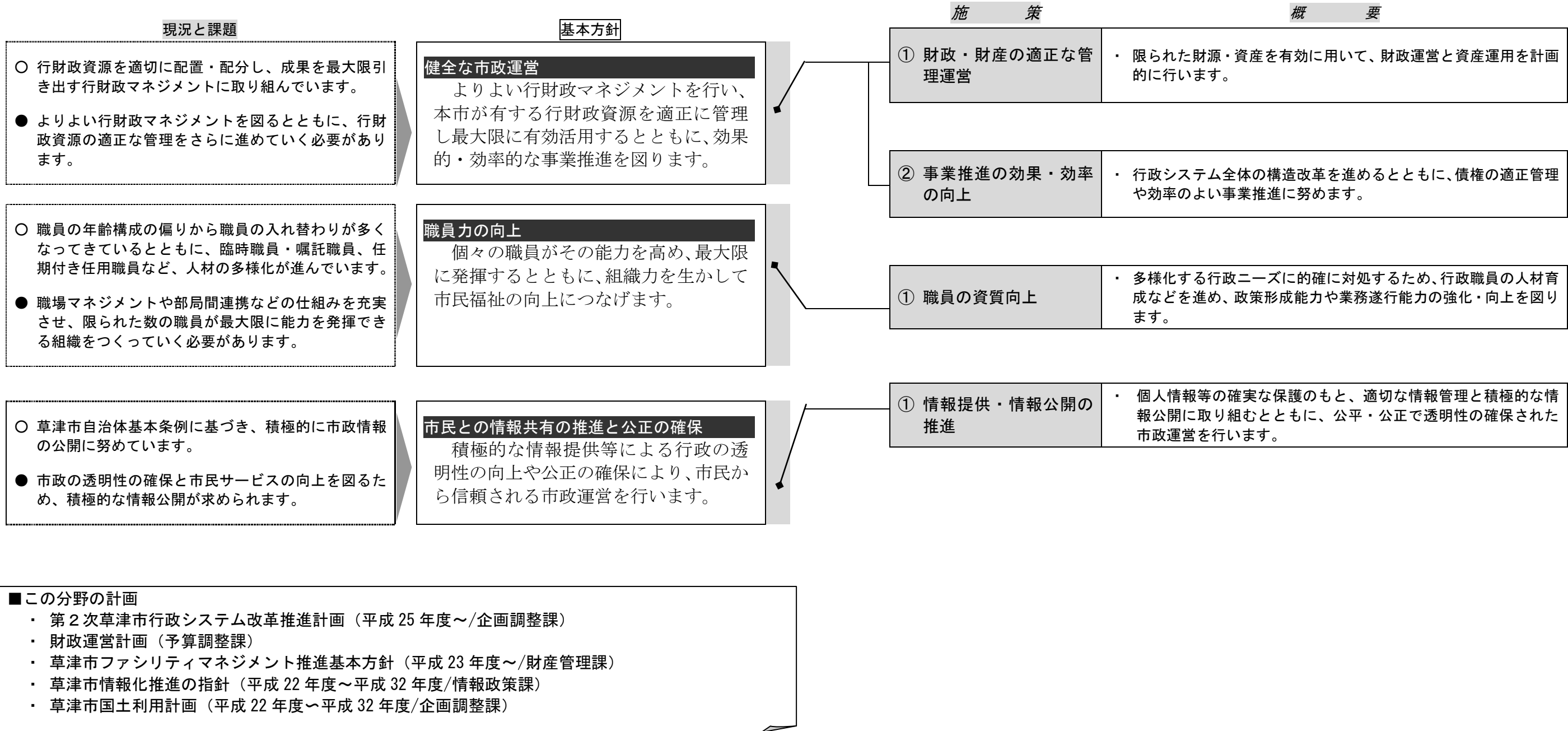
関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
まちづくり情報の提供の充実	72	主要課題のタウンミーティングの実施
多様な交流活動の展開	51	大学、高校との協働促進

## 行財政マネジメント

今後の地域経営を行っていくために  
行政が自らの取り組みとして行う施  
策・事業の内容、また、総合計画全体  
の進行管理について以下に示します。



# 行財政マネジメントの施策



私たちの達成目標と行動の指針

		健全な市政運営					職員力の向上					市民との情報共有の推進と公正の確保				
達成目標	<p>将来負担比率が適正に維持されている！</p>						市民に信頼される職員である！					市政情報等が手に入りやすい！				
		将来負担比率 (%) ※					職員の対応に満足を感じている市民の割合 (%)					市政情報等が手に入りやすいと思う市民の割合 (%)				
		H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
指標	—	60%以内	60%以内	60%以内	60%以内	意識調査実施予定					意識調査実施予定					
	担当課	予算調整課				担当課	職員課				担当課	総務課				
行動の指針	行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効率的な行財政運営のため、人件費を含めたトータルコストを常に意識した上で、業務の遂行を行います。</li> <li>○ 地域経営の視点に立った、行政改革の推進を図ります。</li> </ul>					<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ それぞれの職員が、政策形成能力や業務遂行能力の強化・向上に努めます。</li> </ul>					<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令を遵守し、市政の透明化を図ります。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市政全般のさらなる情報公開に努めます。</li> <li>○ 審議会等の運営に当たっては、市民参加条例に基づいて「市民委員の参画」「会議の公開」「会議結果の公表」を推進します。</li> </ul>				
	市民・地域	○ 健全な財政運営が維持できているかをチェックします。										○ 広く市政に関心を持ちます。				
	事業者等											<p>(企業・大学等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市政情報の公開等によって得た内容は、適正に利用します。</li> </ul>				

※将来負担比率：自治体の将来支出する必要がある実質的な負債額が、毎年経常的に見込まれる一般財源収入額に占める割合を示したもので、将来に財政を圧迫する可能性の度合いを表す指標です。政令市を除く市では350%がイエローカードとされる早期健全化基準とされており、平成23年度決算における全国市区町村の平均値は69.2%となっています。

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
健全な市政運営	① 財政・財産の適正な管理運営	財政管理運営事務	予算調整課
		ファシリティマネジメント推進事業	財産管理課
	② 事業推進の効果・効率の向上	総合計画推進事業	企画調整課
		行政システム改革推進事業	企画調整課
職員力の向上	① 職員の資質向上	職員研修事業	職員課
市民との情報共有の推進と公正の確保	① 情報提供・情報公開の推進	情報公開事務	総務課
		建設事業契約審査事務	契約検査課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
健全な市政運営	49	市民参加条例など条例制定
	73	審議会制度の改善
	75	行政システム改革の推進
	76	施設の長寿命化等の推進（再配置）
	77	施策評価による事務事業見直しの実施
職員力の向上	74	民間専門員の活用
市民との情報共有の推進と公正の確保	49	市民参加条例など条例制定